

## 初期ウェブの社会改革構想：進歩・効率・自由と 「コレクティヴィズム」

江里口，拓  
九州大学経済学研究科経済学専攻

<https://doi.org/10.11501/3163925>

---

出版情報：九州大学，1999，博士（経済学），課程博士  
バージョン：  
権利関係：

## 第4章 労働者のコレクティヴィズム—労働組合運動論—

### 1節 労働組合運動の歴史的分析

#### —『労働組合運動の歴史』(1894年)—

『労働組合運動の歴史』(1894年)序文でウェブは次のように述べていた。

「我々が労働組合運動の研究に着手したのは、我々自身の仮説を証明するためではなく、それが提示する諸問題を発見するためであった。だが我々は、これらの諸問題の性質についてなんの先見ももたないほど、その主題について無知ではなかった。それらはほぼ確実に経済的な問題であり、一般的な経済的行動原理(a common economic moral)を示すだろうと我々は考えた。そのような予想をしたことは今でも当然だと思ひ、もしそれが達成されていれば、我々は文句なしにその成果をうけいれたことであろう。だが、そうはいかなかった。研究が開始されるやいなや、我々は次のことに気付いた。すなわち、労働組合が、労働諸条件、産業組織、産業進歩におよぼす影響は、生産過程における無限の技術的多様性によって支配されているために、それらは産業ごとに、さらには職業ごとにさえ異なっていること、したがって経済的行動原理もそれらとともに多様であると。理論的考察にふさわしい一本の経済学的な道筋があると期待した場所には、クモの巣があったのだ。したがって、その瞬間から我々は次のことを理解した。すなわち、我々が最初に書かねばならないのは、理論的著作ではなく、歴史であると。さらに、無数の労働組合の特殊な歴史から、運動全体の一般的歴史を剔出しないことには、歴史そのものささえさかのぼることが不可能なことを我々は悟った。・・・労働組合運動の経済的効果をめぐる分析の全てについては、労働組合運動の諸問題について次の著作を予定している。」(Webb [1894] pp. vii-viii, 訳3-4頁<sup>1)</sup>)

労働組合研究の開始にあたって、萌芽的ではあれ「理論的著作」つまり『産業民主制論』(1897年)が構想されていたことが分かる。だが、研究の進行とともになんらかの「一般的な経済的行動原理」が導出されるであろうという予想にもかかわらず、労働組合運動の現実には「クモの巣」のように複雑であった。そこで

いったん「一般的な経済的行動原理」を放棄して、「運動全体の一般的歴史」を描きだす必要があった。その成果が『労働組合運動の歴史』であったというわけだ。とすればまず「労働組合運動の一般的な歴史」によってウェブが何を剔出し、いかなる展望を打ちだしたのかを明らかにせねばなるまい。以下、綿業、石炭業、鉄鋼業、機械業といったいくつかの産業に焦点をあて、主として我が国における先学の業績に学びつつ、個々の労働組合運動の歴史的動向を整理することにより、この問題に接近することにしよう。

## 1 歴史的背景

イギリス経済史における19世紀後半は「工業化の第二の局面」にあたる(Hobsbawm [1968] p. 109, 訳130頁)。19世紀中葉を境に、綿業の比重が低下し、かわりに石炭、鉄鋼、機械などの資本財産業が台頭してきた(Hoffman [1955] p. 18)。鉄道建設に代表される海外後進諸国の産業化によって、イギリスに莫大な需要が生まれたからである。1850年代～1870年代初頭の「ヴィクトリアの黄金時代」に、イギリスの総輸出額は過去最大の伸び率を示した<sup>2)</sup>。だが1870年代後半からのいわゆる「大不況期」に、ドイツ・アメリカなどの新興諸国が、高率の保護関税を武器に台頭し、イギリス経済の地位は相対的に低下していく<sup>3)</sup>。他方、大量輸送手段の発達による食料輸入増大により<sup>4)</sup>、イギリスの貿易収支赤字は着実に増大した<sup>5)</sup>。他方、海外からの利子・配当収入、海運・保険サービスの成長などにより、貿易外収支黒字は一貫して増大していった<sup>6)</sup>。貿易収支赤字を金融・サービス部門からの収益によって補填するというイギリス経済の「金利生活者」的体質が、ほぼこの時期に確立されていった。

だが、いわゆる「大不況期」においてイギリス製造業が絶対的に衰退してしまったと結論することはできない。綿、石炭、鉄鋼、機械といった基幹産業は、様々な対応をみせながら着実に成長していたからである。以下、規準年として1872年と1896年をとり、各産業におけるそれぞれの数値を比較しつつ、産業別の特徴を概観してみよう。

まず綿業について。綿業は織布部門と紡績部門とに区別できるが、両者を合計した名目的な輸出額は8020万ポンド(1872年)から6940万ポンド(1896年)に大きく下落している<sup>7)</sup>(Mitchell & Deane [1971] pp. 304-305)。だが織布部門において実物的な綿布輸出量は35億3800万ヤード(1872年)から52億1800万ヤード(1896年)まで約1.5倍に増大している。紡績部門でも撚糸・織糸は2億1200万重

量ポンド（1872年）から2億4600万重量ポンド（1896年）にまで増大しているし、縫糸輸出量にいたっては800万重量ポンド（1872年）から2590万重量ポンド（1896年）まで実に3倍以上も増大しているのである（以上、Mitchell & Deane [1971] p. 182）。こうした成長をささえたのは様々な技術革新であった。織布部門では1840年代には力織機が普及しそれ以降改良が重ねられたために、他の国と比較して「織機はかなり高速で運転されていた」（Tyson [1968] p. 120）といわれている。紡績部門では自動ミュール紡績機が1860年代から1880年代にかけてほぼ完全に普及し、細糸の生産に適したものへと改良が重ねられた<sup>91</sup>。当時急速に成長したアメリカなどの後発諸国は太糸用のリング紡績機を主力としていたために、細糸に特化したイギリス紡績業と競争することはなかった<sup>92</sup>。加えてイギリス原綿消費量が11億8100万トン（1872年）から16億3700万トン（1896年）へと約1.5倍に増大していることから、国内全体の綿製品生産量は着実に増大していたと言える。綿業は、世界市場における相対的な衰退に直面しつつも、高級品に特化することで絶対的には成長していたのである<sup>101</sup>。

石炭業の場合、名目的な輸出額は1040万ポンド（1872年）から1520万ポンド（1896年）へと約1.5倍に増大しているが（Mitchell & Deane [1971] pp. 304-305）、実物的な輸出量は1271万トン（1872年）から3295万トン（1896年）へと3倍近く増大し、輸出額の伸びをはるかに上回っている（Mitchell & Deane [1971] p. 121）。さらに国内全体の名目的な産出額は4630万ポンド（1872年）から5720万ポンド（1896年）へとわずかしこ増大していないが（Mitchell & Deane [1971] pp. 115-116）、実物的な産出量は1億2548万トン（1872年）から1億9850万トン（1896年）へと増大し、産出額の増大を上回っている（Mitchel [1980] p. 385, 訳385頁）。だが石炭業においては労働節約的な技術革新はほとんどなく<sup>111</sup>、「石炭産出高の増大は坑夫数のかなりの増大をもたらした」と言われている（Hobsbawm [1968] p. 116, 訳139頁）。1913年においてさえも、機械採掘の割合は、アメリカの51%に対しイギリスではわずかに8%にすぎなかった（Lilley [1965] p. 136, 訳164頁）。石炭業は、資本集約的な技術革新ではなく、労働集約的な生産量の増大による輸出依存型の成長を特徴としていたのである。

鉄鋼業についてみると、鉄鋼の名目的な輸出額は3530万ポンド（1872年）から2350万ポンド（1896年）に大きく下落している（Mitchell & Deane [1971] pp. 304-305）。さらに実物的な輸出量も、338万トン（1872年）から355万トン（1896年）までほぼ一定であった（Mitchell & Deane [1971] p. 147）。だが国内全体の鉄鉄生産量が685万トン（1872年）から880万トン（1896年）<sup>122</sup>にまで増大していることを考慮すれば、国内市場の拡大があったことがわかる（Mitchel [1980] p. 415,

訳415頁)。技術面では1850年代から60年代にかけて「製鋼革命」<sup>13)</sup>が進み、従来の錬鉄に代わって鋼鉄の生産が本格化した。錬鉄の生産は1881年の268万トンから121万トン(1896年)へと激減した一方で(Mitchell & Deane [1971] p. 135)、鋼鉄の生産は42万トン(1872年)から420万トン(1896年)にまで実に10倍も増大したのである(Mitchel [1980] p. 420, 訳420頁)。だが、「イギリスでは製鋼法としては平炉製鋼法が支配的であったが、この平炉製鋼法は、ベッセマー製鋼法に比べてなお労働集約的性格をより多くもっており、労働節約的装置ではなかった」といわれている(福井 [1980] 79頁)。つまり、鉄鋼業は「鋼の時代」に対応しながら、内需主導型の成長を特徴としていたといえる。

鉄鋼業の成長は国内の機械業の成長によって支えられていた。19世紀後半は、資本財産業の発展期であったから、機械業は周辺産業からの機械需要に促されて様々な部門に特化していった。すでに1820年代において繊維機械部門が自立し、1830年代には「鉄道熱」による蒸気機関車部門の自立、1850年代には船舶用機関部門の自立がみられた。さらに1860年代には農業機械が、1880年代には電気・自転車などがそれぞれ独立した部門となっていく(熊沢 [1970] 33頁)。それと平行して工場内の技術革新も早くから進められた。自動旋盤、穿孔機、平削盤、形削盤などの発明により、「大量生産技術」は19世紀中葉のイギリスにおいて原理的に確立していたのである<sup>14)</sup>。1886年における電気溶接技術の発明はパイプの接合を容易にし1890年代における自転車の生産に貢献した。1908年におけるテルミット溶接の発明は旧式のリベットやボルト締めを駆逐することにより、建築・造船などの部門に大きな影響を与えた(Lilley [1965] p. 156-157, 訳193頁)。さらに、いわゆる「大不況期」において綿業、石炭業、鉄鋼業などの名目的な輸出額がほぼ一定かまたは減少していたこととは対照的に、機械業の輸出額は842万ポンド(1872年)から2060万ポンド(1896年)へと実に2倍以上も増大したのである(小野塚 [1989] 23頁)。いわゆる「大不況期」イギリスの基幹産業の中で、機械業はその前途がもっとも有望であった。

機械業の発展はイギリス国内の様々な消費財生産に対してもその恩恵を与えた。自転車の出現や電化の進展は、従来とは質的に全く異なった消費形態を生みだしつつあったし、その他の消費財生産においても機械化が進展し安価な財が大量に供給されたのである<sup>15)</sup>。いわゆる「大不況期」とは、これまででない生産の増大がみられた「高度成長期」に他ならなかったのである<sup>16)</sup>。このことを最もはっきりと示しているのが、国民所得の動向であろう。実質国民所得は1872年から1896年にかけて2倍に増大し、これはいわゆる「ヴィクトリアの黄金時代」における伸びを大きく上回ってさえいるのだ(Mitchell & Deane [1971] p. 367)。

だが同時に、いわゆる「大不況期」は物価下落の時期でもあった。輸出についても、実物的な輸出量の動向に対し、名目的な輸出額は相対的にかなりの下落をみせているのである。このことは企業家に対して大きな打撃を与えたにちがいない。いわゆる「大不況期」の中でも不況が最も深刻化した1879年と1886年において、失業率はそれぞれ11.4%、10.2%<sup>17)</sup> にまで到達し、このことは労働者大衆に大きな打撃を与えた。先に述べた高度成長の恩恵を享受できたのは、雇用が規則的でほぼ定額の収入を受け取ることが出来た階級のみであったことを忘れてはならない。

いわゆる「大不況期」に、イギリス経済は実物的には「高度成長」を達成しつつも、世界市場においては相対的な衰退を経験した。綿、石炭、鉄鋼、機械といった基幹産業は、こうした現実に対処するために、よりいっそうの合理化を模索していたのである。こうした経済的背景の中で、19世紀中葉から世紀末にかけて、労働組合運動も一定の変化を遂げるようになった。

## 2 労働組合運動の変容

### (1) クラフト・ユニオンと法改正

19世紀中葉における労働組合運動の一般的特徴を理解するためには、法的背景および雇用制度の2つを考察することが必要である。19世紀中葉の労働組合運動は、主に「取引制限の共謀罪(コモン・ロー)」と「主従法」とによって規制されていた。1824-5年における「団結禁止法」撤廃により、「賃金と労働時間」をめぐって、複数の労働者が事前に会合することは合法化されていた(森[1994]6頁)。だが、その決定事項を他人に強制することは、他人の自由な労働力処分権を妨害するものとして「取引制限の共謀罪」に該当した(石井[1972]306頁)。他方「主従法」は、雇用契約の履行に際し、雇主側がそれを破棄した場合には民事責任を、労働者が破棄した場合には刑事責任を問うものであった<sup>18)</sup>。つまりピケティングは「共謀罪」に該当し、仕事を途中で放棄することは「主従法」に触れたため<sup>19)</sup>、ストライキは法律上不可能であったのだ。

雇用制度の一般的な特徴は「二重雇用制度」であった。その内容は、工場主が熟練労働者を直接雇用し、熟練労働者自らが不熟練労働者を雇用・監督するというものであった。「二重雇用制度」のもとでは、工場主と不熟練労働者との間に

は直接的雇用関係はなく、「請負人」としての熟練労働者が両者を仲介していた。19世紀中葉においては「機械への人間の従属が少なく、労働強化をはかるには直接監督に頼らねばならなかったから」、「二重雇用制度」は「労働監督の手段として必要欠くべからざるものであった」からである（高橋 [1984] 117頁）。「1870年になってさえ、多数の労働者を直接雇っていたのは大資本家ではなくて、中間的な下請人であった。彼は雇われ人であると同時に自らも小規模な雇主であった」といわれている（Dobb [1946] p. 266, 訳70頁）。

「合同機械工組合」（以下ASE）に代表されるクラフト・ユニオンは、以上のような法的背景と雇用制度の上に成立していたと言ってよい。19世紀中葉の機械業の生産過程は熟練に大きく依存していたから、技能修得のためには「徒弟制度」が必要不可欠であった。したがって、熟練労働者が工場主と直接雇用契約をむすぶ一方で、みずから数人の徒弟を雇用するという「二重雇用制度」が確立していた。機械業の熟練労働者は1830年以降、各地で労働組合を結成し、それらが1851年に合同してASEが成立する。ASEはその規約において、組合員資格を「21才以前に5年間以上の徒弟就業」を経たものに限定し、徒弟数を「熟練工4人に対して1人」と規定することにより、労働市場の供給独占をはかった（徳永 [1966] 28頁）。同時にこの「徒弟制度」は、職業に参入する熟練労働者の質を維持していた。徒弟修業の終了時点において、「標準賃率」を稼得する「十分な能力」を持つ労働者以外は組合への加入を許さなれなかった（小野塚 [1989] 43頁）。ひとたび「組合員資格」を獲得した熟練労働者は「共済制度」によって自らの地位を防衛していた。不況期の「標準賃率」の低下を防ぐために、失業手当・遍歴手当などが整備されたのである。失業手当の支給額は「当時の熟練機械工の平均的な標準週給の約半額」にも相当したといわれている（小野塚 [1989] 36頁）<sup>20)</sup>。ASEに代表される「クラフト・ユニオンは、もっぱら以上のような間接的方法に依存し、雇主との団体交渉やストライキ等の直接的行為に出ることはほとんどなかった」のも、「主従法」・「共謀罪」といった法律上の障壁があったためである<sup>21)</sup>（徳永 [1966] 28-29頁）。ASEは、「二重雇用制度」を土台にした「徒弟制度」と、ストライキに対する法的制限に対処した「共済制度」とを有していたという意味で、まさに19世紀における典型的な労働組合であった。ウェブが「1852年と1875年のあいだで、ASEの規約全部を模倣するかあるいはその特徴をあれこれと取り込むか、このいずれかを試みなかった職業はほとんどなかった」と述べたのも当然のことであろう（Webb [1894] pp. 205-206, 訳253頁）。

クラフト・ユニオンの本部はロンドンに集中していたため、ウィリアム・アラン（ASE）ら組合幹部の間では人的交流が盛んであった。ウェブは、こうし

たサークルを「ジャンタ」と名付けた<sup>22)</sup>。「ジャンタ」の行動原理は「挑戦ではなく防衛」(Hutt [1962] p. 24, 訳28頁)であったと言われているように、彼らは組合の共済基金拡大のために、ストライキには消極的であった。むしろ彼らの主眼は政治運動にあった。「ジャンタ」は、1860年に「ロンドン労働組合評議会」を結成し、選挙法の改正をめざして政治運動を展開した。この運動は、1865年に「選挙法改正同盟」(Reform Reague)の結成をもたらし、1867年には、ついに第二次選挙法改正を実現させた(Pelling[1992] p. 56, 訳64頁)。

だが、こうした労働者による政治的躍進の裏で、労働組合運動は危機に直面していた。1866年の「シェフィールド暴行事件」は、非組合員・スト破りに対する一連の暴行事件が頂点に達したものであり、1825年以来の「共謀罪」にふれるものであった。それが一部の組合員によるものであれ、雇主たちは、組合運動全般に対する弾圧立法を要求した。さらに1867年には、「ボイラー製造工組合」の支部会計係による組合基金の着服をきっかけにおこった「ホーンビー・クローズ裁判」への判決が下された。組合側は「共済組合法」(1855年)にてらして補償を求めたが、裁判所は組合の要求を却下した。「共済制度」をもとに発展してきたクラフト・ユニオンに対し、基金に法的保護がないことが明らかにされたのである(Pelling[1992] pp. 58-59, 訳67-68頁)。政府は1867年に「労働組合に関する王立委員会」を任命し、労働組合運動一般についての調査を開始した。

このような危機に対処するため、「ジャンタ」は1867年に「合同労働組合会議」を結成し、また1868年の「労働組合会議」(Trades Union Congress, 以下TUCと略)第1回大会においても徐々にリーダーシップを発揮していった(富沢[1980] 70頁)。「ジャンタ」を中心にした「労働組合に関する王立委員会」への働きかけの結果、その勧告には、資本家が自己の資本を自由に処分できるのと同じように、労働者も自己の労働を自由に処分できるべきだと、「財産権」「契約の自由」の確保という見地から組合運動合法化の提案が盛り込まれた<sup>23)</sup>。こうして、1871年に「労働組合法」(Trade Union Act)が通過し、組合基金の法的保護が実現された。だが、この「労働組合法」は、「刑法修正法」(Criminal Law Amendment Act)と抱き合せになっており、ピケティングは再び違法とされた。TUCは、「議会对策委員会」を結成し刑法改正に働きかけた。こうして、1875年には「共謀罪および財産保護法」(Conspiracy and Protection of Property Act)が成立し、労働者の行為それ自体が犯罪でなければ労働争議に共謀罪が適用されることはなくなり、ピケティングは合法化された(Pelling [1992] p. 69, 訳80頁)。さらに、同年の「雇主・労働者法」(Employers and Workmen Act)は「主従法」を廃止し、雇用契約を使用者・労働者間での民事契約とした。



クラフト・ユニオンを指導した「ジャンタ」は、ストライキなどの行動にでることはほとんどなく、かわりに「団結の自由」のみを要求する政治運動をくりひろげた。その結果ようやく労働組合の合法化と団体交渉権の確立をみたのであるが、この時すでに労働組合運動の重心が移動し始めていたとウェッブは述べていた。

「しかし、ジャンタとその同盟者たちがウェストミンスターで大勝利をおさめていた時に、労働組合界の重心はロンドンからハンバー川以北の工業地帯にゆっくりと移動しつつあった。これはまず何よりも、2つの大きな地方組織すなわち炭坑夫および綿業労働者の連盟の発展によるものであった。」

(Webb [1894] p. 284, 訳338頁)

したがって、次にウェッブが新しい「重心」と呼んだ綿業・石炭業における労働組合運動の発展を吟味し、他方で鉄鋼業・機械業における運動と比較してみたい。

## (2) 労働組合運動の二重化

まず綿業の紡績部門についてみてみよう。19世紀中葉の紡績部門においては手動ミュール紡績機が中心であり、その操作にはかなりの筋力と手熟練が必要であった。こうした職務をこなす紡績工（熟練労働者）は、雇主と直接に出来高契約を結び、糸継工などの補助労働者を自ら雇用していた（「二重雇用制度」<sup>24)</sup>。したがって、19世紀中葉に永続的な労働組合を組織しえたのは紡績工のみだった。紡績工は、「組合員を制限するために、つまり紡績工を制限するために、徒弟制度を厳格に規定し、徒弟制度を経ない者は熟練工としての紡績工としてみとめられなかったし、その組合にも加入することはできなかった」といわれている（出水[1973]121頁）。19世紀中葉の紡績部門では、「二重雇用制度」を基礎に、クラフト・ユニオンに類似した方策が追求されたのである。

だが、1860-80年代にかけて自動ミュール紡績機の普及<sup>25)</sup>が進行すると、事態は一変した。自動ミュール紡績機は熟練の修得をほとんど必要としなかったため、「徒弟数の制限」は不可能になったのである<sup>26)</sup>。自動ミュール紡績工は、1870年に「綿糸紡績工合同組合」を結成し、使用者との直接交渉によって「出来高単価表」の作成・普及に努めた。「出来高単価表」は、自動ミュールの普及が急速であったオルダムにおいてはすでに1844年に登場し、普及が緩慢であったポ

ルトンにおいても1869年に登場したといわれている（中山[1988]98頁）。

織布部門においては、1785年に出現した「力織機」が1840年代には「手織機」にとって代わっていた（徳永[1966]3頁）。熟練の解体とともに「徒弟制度」は早くから消滅し、あらゆる織布労働者は雇主によって直接雇用されていた。したがって織布工は、入職を規制することなく（Turner[1962]p.128）、雇主との直接交渉によって「出来高単価表」の作成・普及をめざした。1853年の「ブラックバーン賃率表」はその先駆形態であり、これは次第に他の地域へ普及していった。

これら紡績・織布両部門における「出来高単価表」獲得運動、すなわち最低労働条件一律規制をめざす新しい動きが、直接交渉を手段としていた以上、それが1871-1875年における「団結の自由」獲得の一つの推進力になったことは想像に難くない。また、「団結の自由」獲得後は、運動自体もますます発展していったことであろう。実際、紡績工については、オルダムとボルトンの「2つのリスト〔単価表〕が94年には、ランカシャとチェシャの精紡工〔紡績工〕の約74%の賃金を規定していた」といわれている（中山[1988]98-99頁）<sup>271</sup>。

だが、ウェップはこうした新しい組合運動にもう一つの方向があったことを見逃さなかった。「彼らの最初の課題は、賃率表をあらゆる地域において獲得しそれを完成することであった。賃率や支払い方法がこのような手段で確保されたので、彼らの活力は、適当な立法措置によってその他の労働条件を改善することにささげられた」（Webb[1894]p.294, 訳350-351頁）。綿業においては、工場法の歴史は古く、1847年における「10時間法」以来、綿業労働者の労働時間は週あたり60時間に規制されていた（Hutchins & Harrison[1926]pp.96-98, 訳98-99頁）。1872年に、紡績・織布両部門の労働者は、「工場法改革連盟」を組織し、「法律〔工場法〕を改正し、週労働時間を60時間から54時間に減らす目的」のために行動を開始したのである（Webb[1894]p.295, 訳351頁）。

石炭業においても、1860年代以来「労働条件の立法的規制」を求める動きがあった。この運動を指揮したのは、アレキサンダー・マクドナルドであった。彼は「ジャンタ」の構成員の一人であり、1875年の「主従法」改正に大きな役割を果たした。「しかし、ジャンタが労働組合員のために政治的自由を確保することで満足していたのに対し、マクドナルドは当初から労働条件の立法的規制を一貫して要求した」のである（Webb[1894]p.286, 訳340頁）。彼は1863年のリーズにおける炭坑夫会議で、「労働者の標準的な生活水準が悪化するのを防ぐために産業を統制するという原則」を打ちだし、「法定8時間労働日」を要求した（Webb[1894]p.288, 訳342頁）。

だが、この「労働条件の立法的規制」をめぐる運動は、石炭産業における「地

域的分断」によって妨げられていた（栗田 [1978] 46頁）。この「地域的分断」を最も明瞭な形で表していたのは、イングランド北東部と、イングランド中央部<sup>28)</sup>との間の利害対立であった。

イングランド北東部の炭田においては、炭鉱主が採炭夫（熟練労働者）と直接に出来高契約を結び、採炭夫は補助労働者を雇用するという「二重雇用制度」が成立していた（Clegg, Fox & Thompson [1964] p. 15）<sup>29)</sup>。採炭夫（熟練労働者）は、1863年にノーザンバーランド、ダラムを中心に「全国坑夫組合」（Miners' National Union）を結成した（相沢 [1978] 110頁）。同時に、イングランド北東部は、炭鉱主間の組織化が最も進んでいた地域でもあり、「使用者団体」の結成もみられた。こうして1870年代に「全国坑夫組合」と「使用者団体」との間で「労使合同委員会」が結成され、1870年代後半には「使用者団体」の主導のもとでスライディング・スケール協定が結ばれた。イングランド北東部は代表的な輸出地帯であり、国際市場における石炭価格の変動の影響を直接に受けていたからであるが、「全国坑夫組合」側は、このスライディング・スケール協定を一貫して支持し、「最低賃金制は不要であるという点で雇主と意見が一致していた」（Webb [1894] p. 325, 訳387頁）。採炭夫は、例えば賃金が低下しても、「二重雇用制度」のもとで輩下の労働者にそれを転嫁することができたからである。

1870年代後半から1880年代前半にかけて、このスライディング・スケールは、「“労使合同委員会”が組織されていなかった地区」すなわち、イングランド中部にも導入されていった（小笠原 [1987] 78頁）。元来、イングランド中部炭田では、「採炭請負制度」（Butty System）つまり炭鉱主が「採炭請負人」と出来高契約をし「採炭請負人」は採炭夫を含めた全労働者を時間賃金で雇用するという慣行が成立していた（相沢 [1978] 72頁）。こうした「採炭請負制度」のもと、イングランド中部では、労働組合の結成はなかなか進まなかったが<sup>30)</sup>、スライディング・スケール協定が「大不況」期すなわち石炭価格下落期に導入されたため、炭鉱労働者の賃金は大きく引き下げられ、労働組合の結成が本格化した。「採炭請負制度」のもとでは、採炭夫も不熟練労働者と同一の地位に置かれていたため、組合結成は当初から熟練・不熟練を含めた一般的なものであった（相沢 [1978] 120頁）。こうして1889年に、ミッド・ランド、ランカシャー、ヨークシャーの組合を中心に「大英坑夫連盟」（Miners' Federation of Great Britain）が結成された。「大英坑夫連盟」は、「採炭請負制度」の廃止<sup>31)</sup>に加えて、スライディング・スケールの廃止（最低賃金）と「法定8時間労働日」を要求し、ここにマクドナルド以来の「労働条件の立法的規制」という原則が復活したのである。

だが、イングランド北東部の「全国坑夫組合」は、スライディング・スケール

協定を支持したし、「法定8時間労働日」についても否定的であった<sup>32)</sup>。こうして炭鉱労働組合運動は、イングランド北東部と中央部とを中心とした2大勢力に分裂していった。

こうしてみるならば、ウェッブが労働組合運動の新しい「重心」と呼んだ綿業、石炭業の労働組合運動とは、団体交渉による最低労働条件一律規制、および「労働条件の立法的規制」を求める運動であったといえよう。これに対し、それ以外の部門すなわち鉄鋼業・機械業はどのような状況にあったのだろうか。

まず鉄鋼業についてみてみよう。19世紀中葉における鉄鋼業の主力生産物は、「鋼」ではなく依然「錬鉄」であった。錬鉄生産においては、パドル炉の攪拌と錬鉄の炉からの取りだしにあたって、かなりの筋力と熟練が必要とされていた（福井[1972]18頁）。製鉄業者は、このような職務をこなす熟練労働者との間で出来払いによる「請負制度」を確立し、他方、熟練労働者は補助労働者（＝不熟練労働者）を自ら雇い、時間賃金で支払っていた（Clegg, Fox & Thompson [1964] p. 22）。熟練労働者を仲介にした「二重雇用制度」が存在していたのである。

「他の産業と同様に、製鉄業において労働組合の発展の基礎を形成したのは、熟練労働者であった」（Marsh & Ryan [1984] p. 262）。

北東イングランドの攪拌工は、1862年に、ジョン・ケインの指導のもと「合同錬鉄工組合」（Amalgamated Malleable Iron-workers' Association）を結成し、1868年にかけて組織を全国に拡大していった。ジョン・ケインは、「ジャンタ」の近くにいた人物であり、組合は「共済制度」を中心にした「間接的手段」を採用した<sup>33)</sup>。他方で、使用者の側でも安定的労使関係を模索する動きが現われ<sup>34)</sup>、1869年に「北イングランド製鉄業仲裁調停委員会」（Board of Arbitration and Conciliation for the Manufactured Iron Trade of the North of England）が設立された。1872年には、同委員会によりスライディング・スケールが導入された。

だが、1856年から1875年における「製鋼革命」の進展とともに、「錬鉄」の生産は「鋼」にとってかわられた。「鋼」生産にあたっては、溶鋼工、圧延工などの半熟練労働者が中心であった。これらの半熟練労働者は、「昇進制度」のもとに、鉄鋼業者によって直接雇用される傾向にあったが、他方で、「製鉄業から引き継がれたシステム」としての「請負制度」もなお残存していた（Marsh & Ryan [1984] p. 274）。1886年に、「鋼」部門の半熟練労働者は、「イギリス溶鋼工合同組合」（the British Steel Smelters' Association）を設立し、1891年ごろにかけて組織を全国に拡大していった（Marsh & Ryan [1984] p. 263）。同組合は、「伝統的なクラフトの事情」に左右されることがなく（Marsh & Ryan [1984] p. 2

63), 内部請負制廃止=直接雇用の確立, 昇進制の確立, 時間払制の廃止=出来高払制の確立などを要求した(福井[1980]75頁)。

他方で, 旧式の「鍊鉄」部門を基礎にしていた「合同鍊鉄工組合」も, 「製鋼革命」に対応して「1880年代には鋼労働者にも組合員資格を与えた」が, 「同組合はもっぱら攪拌工(Puddler)の組織のままであった」(Marsh & Ryan [1984] p. 271)。「合同鍊鉄工組合」は, 1887年, 「大英鉄鋼労働組合」(Associated Iron and Steel Workers of Great Britain)に改組されるが, 「高いトン・レイトを受け取る労働者, 特に請負人によって支配されるようになった」(Marsh & Ryan [1984] p. 272)。「大英鉄鋼労働組合」は, こうした特権的な「請負人」の組織として, 「請負制度」の存続を積極的に支持し, ほぼ世紀末までスライディング・スケールを保持していった(Webb [1894] p. 324, 訳386頁)<sup>35)</sup>。

このように鉄鋼業においては「鍊鉄」から「鋼」への技術革新があり, 「鋼」部門を中心に旧来の行動方針を批判する動きが現われたものの, 綿業・石炭業のように「労働条件の立法的規制」を求める運動にまでは発展しなかった。

次に, ASEに代表される典型的なクラフト・ユニオンが形成された機械業は, どのような状況にあったのだろうか。機械業における「1850年から1890年にかけての時期を主に特徴付けたのは, 新しい方法の開発ではなく, 19世紀前半に発明されていた工程や方法の普及であった」(Jefferys [1970] p. 55)と指摘されているように, 19世紀中葉に出現した「大量生産技術」の普及は熟練に依存していたASEを危機におとし入れた。ASEは, 1851年規約に「徒弟数の制限」, 「低賃金の非熟練労働者を雇う傾向のあるピース・マスター制の禁止」などを掲げ, 個々の使用者に対してその実行を要求していたが, このことは, 使用者にとっては, 「大量生産技術」の導入, 半熟練工の雇用, および機械産業への需要増大への対応を困難にしたことはいうまでもない。使用者側は, 1851年12月に「熟練機械工等使用者中央協会」を結成し, 1852年1月にロック・アウトに突入した。4月には「基金の枯渇」によって, ASEは敗北した。

半熟練労働者の雇用と機械の使用についての自由を確立した機械産業使用者は, 以降, 「大量生産技術」を続々と採用していった。1855年には, 徒弟数の増大に組合員から警告が発せられたが, 同年のASE規約には「徒弟数を制限する一律・明確な規準やその具体的手段は示されていなか」った(小野塚[1990]111頁)。だが, いまだ企業内の熟練養成制度が確立されていなかった当時は, 熟練労働者による徒弟教育が慣習として承認されていた<sup>36)</sup>。「徒弟数の制限」が本格的に崩壊したのは, 1883年におけるサンダーランドのストライキであると言われている。「当時北東海岸のこの1センターの7大工場には, 熟練工700人に対して,

徒弟工が500人も存在」していたのである。ASEは徒弟を「熟練工2人に対して1人」にすることを要求してストライキに入ったが、結果は組合側の敗北に終わった（熊沢[1970]62頁）。こうして、ASEの行動原理の一つの土台であった、「徒弟規制」はほぼ消滅するのである。

さらに、1873年に始るいわゆる「大不況期」は、「大量生産技術」の採用をいっそう推進したため、熟練労働者の失業が増大し、失業手当基金は打撃をこうむった。1869年から1879年にかけて、失業手当の給付総額はほぼ3倍に増大したとさえいわれている。加えて、疾病、老齢手当が増大するなど、組合員の高齢化も進んだ<sup>37)</sup>。こうして、ASEの「共済制度」は次第に弱体化し、1885年に、「失業、災害、疾病手当の切り下げ」と、「若年者の入会金の引き下げ」が実施されることとなった（徳永[1966]293頁）。

先に述べた「徒弟規制」の崩壊過程は、同時に、半熟練工の雇用を必然化する「大量生産技術」の普及過程でもあった。加えて、「共済制度」の衰退は、組合費の引き下げをもたらした。結果的に、ASEは、半熟練工を組織に取り込んでいった。「機械業における新しい旋盤の導入は、下級労働者の昇進を可能にし、したがって組合に加入することも可能にした。それには熟練や徒弟は必要なかった」（Labour [1992] pp. 75-76）。19世紀中葉において典型的なクラフト・ユニオンであったASEは、19世紀末にかけて半熟練労働者へ門戸を開放し、旧来の行動方針を大きく転換せざるをえなくなっていたのである<sup>38)</sup>。

以上の考察を要約すればおよそ次のようになる。19世紀中葉における労働組合運動は、ストライキに対する法的制限に対し「二重雇用制度」を活用したクラフト・ユニオンであり、ASEはその典型であった。だが、この法的制限は、クラフト・ユニオンの幹部＝「ジャンタ」を中心とした政治運動によって1875年までにとりはらわれた。ここに「団結の自由」が保障される。このことは、綿業、石炭業における新しい労働組合運動の推進に拍車をかけた。綿業においては最低労働条件一律規制をめぐる運動が繰り広げられたし、また綿業、石炭業両者において、「労働条件の立法的規制」をめぐる運動も現われた。他方で、鉄鋼業、機械業といった比較的新しい産業<sup>39)</sup>においては、機械化の進展によって「二重雇用制度」の崩壊が進行しつつあったにもかかわらず、依然として旧式の運動形態が温存されることになった。では、まさにこの「クモの巣」とも言える錯綜した労働組合運動の現実から、ウェブは「一般的な運動の歴史」として何を剔出したのであろうか。

### 3 「レッセ・フェール」から「労働条件の立法的規制」へ

ウェブは『労働組合運動の歴史』第7章「新旧の組合主義」冒頭で次のように述べていた。

「1875年以降TUCは、労働組合界の代表者会議として、一般の人々の目の前にますます強い印象をもってそびえ立っていた。だが一方で、歴史家の目からみれば、TUCは、過去20年のうちに、労働組合運動における実践的な運動家への指針としての意義を着実に失いつつあった。」(Webb [1894] p. 34 4, 訳412頁)

「ジャンタ」が指導した1871-1875年における一連の法改正によって、労働組合運動の合法化が達成された今、TUCはその存在意義を失いつつあったというのである。それは次のような意味においてであった。

「はるか昔から、労働組合運動の主要な見解の一つは、労働者の最低生活条件を法律によって維持することが望ましいというものであり、いまでも労働組合界の2大部門、すなわち綿業労働者と炭坑夫とによって強く主張されている。だが、1875年から1885年にかけての〔TUC〕議会委員会は、自由党の議員もそうであるように、立法によって労働条件を確保しようとする要求を、すべて好ましくない例外とみなしていた。」(Webb [1894] p. 355, 訳425頁)

つまり、1875年以降のTUC議会委員会は、綿業、石炭業からの「労働条件の立法的規制」を求める運動に敵対していたという事実が強調されている。そもそも1871-75年においてTUC議会委員会を指導した「ジャンタ」の人々は、「自ら敵対していた中産階級の経済的個人主義を容認し、中産階級の中でより開明的な人々が彼らに譲歩しようとしていた団結の自由のみを要求した」に過ぎなかった(Webb [1894] p. 221, 訳271頁)。それは彼らの次のような主張に明らかどころであろう。「我々は、各人が思うままに自己の技能を発揮する自由競争に干渉しない。しかし我々は、その時々条件におうじて、ある雇主に雇われたりまたそれを拒否する権利を放棄しない。それはちょうど雇主が一人または複数の労働者を解雇する権利をもつと同じである。したがって我々は、個人の権利が団体

で行使される場合でも、およそ干渉されることを拒否する」(Webb [1894] p. 279, 訳332頁)。

だが、1871年-75年の法改正によって所期の目的が達成された後も、「1876年から85年にかけてのTUC最高幹部を構成していた有能かつ良心的な人々は、代替的な政治理論をなんらもたずに時を過ごし、結果的に立法による干渉や行政介入に対する反対を絶対的なドグマにしてしまった」のだ(Webb [1894] p. 360, 訳430頁)。ウェブはこのような状況を「レッセ・フェールが、当時の労働組合指導者の政治的および社会的信条であった」と特徴付けた(Webb [1894] p. 360, 訳431頁)。

ところで「レッセ・フェール」に固執していたTUC議会委員会を大きく変化させたのが、1889年以降のロンドン・ドック・ストライキに代表される「新組合主義」<sup>40)</sup>の勃興であった。「新組合主義」の指導者の一人であるジョン・バーンズは、1890年に次のように述べていた。「労働者諸階級が労働組合によって独力で獲得できる以上の利益を国家が彼らに与えることができるならば、新組合主義者は国家の援助を要求するためにいつでも最善を尽くすつもりでいた」<sup>41)</sup>と。

だが他方で、「労働条件の立法的規制」についての根強い反対があったことも事実である。これらの反対は、「二重雇用制度」が支配的であった部門・地域において特に根強かったことを見逃してはならない。鉄鋼業における旧式の鍛鉄部門、また石炭業における北東イングランド地区がそれであったが、この「二重雇用制」自体機械化の進展による労働者の直接管理と直接雇用の進展によって徐々に崩壊しつつあったことは、すでにASEを例にみた通りである。その意味では、今や「労働条件の立法的規制」を求める運動が「労働組合界」の新しい「重心」になりつつあったとみても大きな間違いではなかろう。

ここまでみてくると、『労働組合運動の歴史』の課題、すなわち「運動全体の一般的な歴史」に込めたウェブの意図が理解できる。ウェブは『労働組合運動の歴史』序文で、次のように述べていた。

「本書で我々が自ら限定をくわえた運動の一般的な歴史とは、イングランドの政治史の一部であることがわかるだろう。・・・18世紀の初頭から今日まで、民主制、結社の自由、“レッセ・フェール”、労働時間・賃金の規制、生産者組合、自由貿易、保護貿易、その他多くの個別的であるばかりかしはしば対立的な政治理念は、その時々、組織労働者の想像力をとらえ、労働組合運動の進路にその感化の跡を残してきた。さらに、ともかくも1867年以降になると、これらの諸理念が労働組合運動に強い影響を与えたところ全て



において、労働組合運動が政治に対してその感化の跡を残してきたのである。  
」（Webb [1894] p. ix, 訳5頁）

1867年の第二次選挙法改正により、労働組合による政治への働きかけが本格的に始った。1871年から1875年にかけての、一連の法改正は、A S Eなどのクラフト・ユニオンの幹部＝「ジャンタ」を中心にした議会運動の結果であった。だが、その基本的主張は、「主従法」「共謀罪」といった「団結の自由」を規制する「国家干渉への反対」であり、その意味で「ジャンタ」を支えていた政治理念とは「レッセ・フェール」にほかならない。これに対し、1875年以降、綿業、イングランド北東部の石炭業などの組合から「労働条件の立法的規制」をめざした新しい運動が現われ、1889年以降の「新組合主義」の台頭を通じ、TUC内部にも定着していった。

ウェブが『労働組合運動の歴史』によって別出した「運動全体の一般的な歴史」とは、1875年における「団結の自由」獲得を境にした労働組合運動の政治理念の変容、つまり、「レッセ・フェール」から「労働条件の立法的規制」へという「イングランドの政治史の一部」であったのだ。

## 2節 労働組合運動の理論的分析

### —『産業民主制論』（1897年）—

『労働組合運動の歴史』において、「一般的な運動の歴史」を摘出したウェブの次の課題は、「労働組合運動の経済的効果」をめぐる「理論的著作」の執筆にあった。その際、『歴史』において提出された基本的理解、つまりASEなどのクラフト・ユニオンと、新しい「重心」としての綿業・石炭業からの最低労働条件一律規制および「労働条件の立法的規制」をもとめる新しい労働組合運動との対立図式に対し、一定の「理論」的判断が下されることになる。

高橋[1984]は、『産業民主制論』の主題を次のように整理している。すなわち、「熟練工中心に入職制限政策をとる旧組合主義」から「熟練・不熟練をふくむ全労働者の労働条件を直接に規制するコモン・ルールの方策をとる新組合主義」への「移行」を、「本来的労働組合への発展過程」として位置付けることであった。しかもその内容は、「新組合主義」の基本政策である「コモン・ルールの方策」が「国民的能率を高め」「社会全体の利益にも合致する」というものであった（以上、高橋[1984]17, 31, 257頁）。

とすれば、後者「新組合主義」が積極的に評価される際の、「理論」内容が解明されねばならないが、この点をめぐって研究者の間では異なった理解がなされてきた。高橋の理解はこうであった。「労働組合の標準賃金率が生存賃金にかかわるものであるかぎり、それは健康と能率に必要な賃金水準であり、したがって最低規制の普及によって生ずる賃金上昇は高能率をもたらす」（高橋[1984]259-260頁）。ウェブの労働組合論とは労働力保全の理論にほかならないという評価である。

他方、R. H. トーニーは次のように述べていた。

「労働組合運動は、経済的進歩の障害として非難されてきたし、ふたたび非難されようとしていた。ウェブ夫妻は次のように逆襲した。すなわち、労働組合運動は産業の効率化の敵などではなく、実際にはその味方であると。それ〔労働組合運動〕は、いかに経営に窮した雇主やどれほど不道德な雇主でも守らねばならない最低雇用条件を規定することによって、競争を、人間を搾取するものから社会福祉とよりよく両立する方向へと転換させる。それは経営者を刺激し、機械設備・組織の進取的な改良による生産費削減方法の

発見を促すからである。」 (Tawney [1952] p. 351, 訳171-172頁)

労働組合運動は、生産工程の改良をめざした「雇主」間の競争<sup>42)</sup>を推進することによって、結果的に「社会福祉」の実現を可能にする、ウェブの労働組合論は、こうした枠組みのなかで展開されているとトーニーはいうのである。

以上のように、ウェブの労働組合論の解釈にあたって、それが「産業進歩」の推進を意図しているという点では、両者ともに意見の一致が見られるものの、その具体的なメカニズムについては意見が異なっている。すなわち、労働者の側での能率の向上を重視する高橋、経営者の側での能率の向上を重視するトーニー、というようにである。だとすれば、労働組合運動によって「産業進歩」が推進されていく具体的なメカニズムを、ウェブが実際どのように理解していたのか、という問題が浮上してこよう。

『産業民主制論』第3編第3章「労働組合運動の経済的特質」でウェブは次のように述べていた。

「ここで我々は労働組合の理論 — すなわち、〔労働組合運動が〕富の生産と分配、および人格の発展におよぼす影響のしかたについての我々自身の解釈 — を提出する。この理論によって我々は、ある形態の労働組合運動には大いに賛成し、もう一つの形態の労働組合運動には同じく断固反対する。」

(Webb [1897] p. viii, 訳19頁)

ここで述べられた2つの労働組合主義とは、「旧組合主義」と「新組合主義」のことに他ならないが、2つの「組合主義」の分析の基準が、「富の生産と分配、および人格の発展」におよぼす相互対立的な影響に置かれていることに、注意を喚起しておきたい。それぞれの組合主義がもつ「経済的效果」についてのウェブの分析は以下のようなものである。

## 1 旧組合主義—人員制限の方策—

ウェブは、「旧組合主義」<sup>43)</sup>の本質的特徴を、「人員制限の方策」と規定する。

「人員制限の方策」とは、「その職業の標準条件に厳密に従いながら、見習

数を制限すること、あるいは、雇主も雇い入れる意志があるし自らも働く意志のある労働者を、性別、前職、徒弟期間を経していないことなどを理由に排除することによって、特定の職種のほぼ完全な“独占”を確保・維持しようとするあからさまな試み」である（Webb [1897] p. 705, 訳860頁）。

だが「産業上の能率」からみると、人員制限の方策の最も顕著な特徴は、それが「生産要素の選択におよぼす影響」にあるとウェブはいう。人員制限の方策を追求すると、労働者の雇用にあたっての選択の範囲が狭められ、雇用しうる労働者の資質の低下をもたらすと（Webb [1897] pp. 705-706, 訳860-861頁）。これは新規労働者のみならず、すでにその職業にある労働者の質も低下させる。新規労働者の資質低下は古参労働者の競争心を弱め、彼らの間で作用する「能率に対する刺激」を奪い去ってしまうからである（Webb [1897] p. 707, 訳862頁）。

人員制限の方策が生産要素の選択に及ぼす悪影響は、労働者のみに限らない。雇主の淘汰をも阻害するとウェブはいう。職人の熟練に依存する「伝統的産業」では、新規参入がはかられても熟練労働者の確保がボトルネックとなる。こうして新規参入による競争は生起しえず、雇主は旧来の地位に甘んじてしまうことになる。

また、人員制限の方策は、熟練を基礎にして始めて有効に機能しうるため、雇主による「生産工程の改良」は、妨害を被ることになる。

「彼ら〔独占的地位を享受している労働者〕は生産工程を低廉にすることになんの利益もない。さらに、彼らは、より少ない労働での生産を可能にする組織の発明・改良のすべてによって実際には損をするのである。すなわち、これらの改変は全て、習慣の変化と新しい努力とを必要とするし、加えてなんら金銭的な利益にはならないのだから、彼らにとっては好ましくないだろう。」（Webb [1897] pp. 709-710, 訳865-866頁）

熟練労働者は自己の熟練を基礎に高い労働条件を獲得している以上、それを不要にしたりあるいは新たな熟練の修得を必要とするような「生産工程の改良」を積極的に受容する内発的動機をもたない。むしろ、このような熟練労働者の個別的利益は、それを意識的に妨害することにさえある。

「独占的地位を享受している個々の労働者が売るために持っているものは、自分自身のエネルギーだけである。したがって、彼らはかぎられた産出高に

できるだけ高い価格をつけることに利益がある。もし彼らが価格を引き上げることでより短い労働時間に対して同一の所得をえることができれば、社会の需要が満たされないままにあることは実質的に利益である。」(Webb [1897] p. 709, 訳865頁)。

ビアトリスの協同組合論について見たように、ウェッブは、19世紀末イギリスにおける産業社会の趨勢を、「機械の採用、大資本の使用による“収益逡増”」(Potter [1891] p. 150, 訳207頁)の進行過程とみなしていた。こうした趨勢を無視した生産者組合は、事業面で失敗するか、他者を犠牲に個別的利害に固執しており、「個人主義的」と批判されていた。同じくここでも、一部の熟練労働者の「独占」的地位に固執する人員制限の方策が、産業社会の趨勢たる「生産工程の改良」と、それに応じた労働者・雇主の選択的淘汰を阻害し、ひいては「高価格」<sup>44)</sup>という形で社会全体の利益との対立を生み出すと批判されている。この意味で、人員制限の方策は、彼らにあって「個人主義的」な労働組合運動として批判されるのである。

だが、こうした「個人主義的」な労働組合運動は、やがて消滅するに違いないとウェッブは予想していた。「産業工程の絶えざる革新」は、人員制限の方策の基礎にある熟練を解体することで、その職業につきたいと思う者への制限を実行不可能にするだろうから(Webb [1897] p. 713, 訳869頁)。人員制限の方策を中心としていた労働組合運動は、「産業工程の絶えざる革新」の前に、しだいに時代遅れとならざるをえないという意味で「旧組合主義」と名付けられたというわけだ。

## 2 新組合主義—コモン・ルールの方策—

他方、ウェッブは、「新組合主義」の基本的運動原理が「コモン・ルールの方策」にあると理解する。「コモン・ルールの方策」とは、「雇主が労働者を自由に選択することに干渉せず」、「標準賃金率、標準労働時間、衛生・安全についての明確な基準」の「最低限」を「直接に決定する」ものであった<sup>45)</sup>。それは「生産要素の選択に関するあらゆる点で、人員制限の方策と著しく対照的である」とウェッブはいう。

「標準賃金率、標準労働時間、および所定の衛生・安全基準の要請は、雇主

が、労働者どうしを比較しつつ選択することを妨げるものではない。すなわち、雇主が、多数の候補者のなかから、体力、熟練、品行などに最も優れた労働者を選びだすことを阻害しないのである。」(Webb [1897] p. 716, 訳873頁)

だが、コモン・ルールが、雇主による労働者の選択を阻害しないというだけでは、あくまで消極的な位置付けにとどまるだろう。コモン・ルールが労働者の選択におよぼす積極的な効果は、無規制の労働市場と比較してみればよく分かる。

「雇用条件が規制されていない場合、雇主にとっては、最良の労働者ではなく、無能な労働者や病弱な労働者、“大酒飲み”や人格の劣っている労働者を選択するほうが利にかなうこともよくある。その場合、彼は、労働者を十分に低い賃金で雇い、長時間労働や時間外労働をさせ、非衛生的・危険な作業環境を強いることができればよいのである。」(Webb [1897] p. 716, 訳873-874頁)

無規制の労働市場では、雇主の眼はかならず安い労働の「価格」に向かうから、労働市場は劣った資質・能力の労働者で満たされることになる。だが、「産業の能率は最も優れた人材の配置によって促進される」以上、このような事態は全ての点で明らかな「損失」をもたらすに違いないというのだ (Webb [1897] p. 717, 訳874頁)。

コモン・ルールが施行されるようになると、労働者の選択は次のように一変することになる。

「雇主は、労働者の選択にあたって“安価な人手”を雇うことはできないから、彼が支払わねばならない価格と引き換えに、より優れた体力や熟練をもち、飲酒を慎み規則的に出勤し、責任感と創意に富むような労働者を雇用するように努めざるをえない」(Webb [1897] p. 718, 訳875頁)。

コモン・ルールが定着すると、雇主は少なくとも相当の賃金を支払わねばならないから、「仕事に最適な労働者を選択する永続的な刺激」が与えられることになる (Webb [1897] p. 718, 訳876頁)。ただしコモン・ルールは「最低限」の規制だから、優れた労働者に有利な条件が与えられることを妨げない (Webb [1897] p. 715, 訳872頁)。したがって、個々の労働者は、自己の労働が最大の稼得を生み

出すような職業に落ち着くことになり、労働という生産要素は社会的に最適化に向かうように配分されるというのである（Webb [1897] p. 720, 訳878頁）。

他方で、雇主の関心が、「最も優れた労働者の獲得」に向けられることは、労働者に「反作用」をおよぼすとウェッブはいう（Webb [1897] p. 718, 訳876頁）。

「若い労働者は、標準以下の条件に堪え忍ぶことによって雇用の優先権を獲得することはできないから、善良な性格、技術上の熟練、はば広い知識などによって自らを推薦しようとするのである。したがってコモン・ルールのもとでは、最も能率的な候補者が常に選択されるだけでなく、階級全体に対してより一層能率的になろうとする前向きな刺激が与えられる。」（Webb [1897] p. 718, 訳876頁）

無規制の労働市場では、雇主はなるだけ「安価な人手」を求めため、労働者による「雇用をめぐる競争」も、劣悪な条件に堪え忍ぶという形でおこなわれざるをえない。ところが、雇主はコモン・ルールによって、より優れた労働者を求めるようになる。それに応じて、労働者どうしの「雇用をめぐる競争」は、自分自身の生産性を引き上げようとするものへ転換するというのである（Webb [1897] p. 720, 訳878頁）。本論文第3章で確認したピアトリスの議論と同様に、ウェッブは、労働者自身による自らの生産性向上をめざした働きかけを「機能的順応」（functional adaptation）と呼ぶが、その内容は「産業工程の絶えざる革新」が要求する「能力・欲望の強度・複雑性の増進に個々人が順応すること」（Webb [1897] p. 703, 訳858頁）にほかならない。労働者どうしの「雇用をめぐる競争」が、「機能的順応」のための「精神的な刺激」として作用するばかりでなく、あらたに獲得されたより有利な「生活水準」という「物質的な基盤」とむすびつき、いっそうの効果を発揮するのである（Webb [1897] p. 723, 訳881頁）。

他方、コモン・ルールは「雇主」に対しても「産業工程の絶えざる革新」をうながすという点で、大きな役割を果たすとウェッブは主張する。

「コモン・ルールが存在することによって、ある産業内の全ての雇主が、雇用条件を引き下げることができない場合、彼らは互いに競い合い奮戦するにあたって、やむなく他の方法で他者を凌ごうとせざるをえない。それゆえ、労働組合が均一の労働条件を要求することは、新しい製造プロセスの発明・採用を積極的に刺激するという驚くべき結果をもたらすのだ。」（Webb [1897] pp. 723-724, 訳883頁）

労働条件が規制されていない場合には、雇主間の競争は、労働条件の引き下げとして労働者に転嫁されてしまう。労働条件を引き下げることができるかぎり、雇主間の競争は、資本設備の改良に結びつくことはない (Webb [1897] p. 726, 訳885頁)。それに対し、コモン・ルールが施行されると、個々の雇主は競争圧力を労働条件に転嫁できなくなるから、資本設備の改良にむけて積極的に競争せざるをえなくなる。

同時にまたコモン・ルールの適用は、「最良の立地条件、最高の設備、最も優れた経営能力を有する工場にビジネスを集中させ、無能で旧式な雇主を淘汰する」 (Webb [1897] pp. 727-728, 訳888頁) ようにも作用する。すなわちコモン・ルールは、たんに雇主間の競争を資本設備改良への競争へと転換させるだけでなく、さらにその競争を加速化させ、産業全体の効率化を累積的に推進していくというのである<sup>46)</sup>。

コモン・ルールの適用は、「例えば、綿糸紡績工合同組合がイギリスの全ての綿糸工場において、均一な出来高払賃金表、均一の労働時間、均一の災害・疾病予防手段の獲得」を意味する。しかもその場合、「それ〔コモン・ルール〕は労働組合員が仕事を得ようと欲する中で最良の工場の事情を考慮してではなく、最悪の工場の事情を考慮して決定されることを余儀なくされる」ことも確かである (Webb [1897] p. 728, 訳888-889頁, 下線部イタリック)。

だが注意すべき点は、最劣等企業を基準に設定されるコモン・ルールが、当の最劣等企業自身を淘汰するように作用するという点である。

「このことは、経済的にみて最劣等な雇主が事業を継続できるように、標準賃金率その他のコモン・ルールが設定されることを意味するのではない。逆に、一般に経験されているのは次のことである。すなわち、労働組合が実際にコモン・ルールを獲得する場合、それは、その産業において知性と設備が最も劣っている雇主を葬り去るということ、これである。」 (Webb [1897] pp. 728-729, 訳889頁)

コモン・ルールの適用は、なるほど労働賃金コストの一般的な上昇を意味しはするが、それによって直接経営上の危機に陥るのは、あくまでも最劣等企業にすぎない。最劣等企業は、これらの現実と直面し、そこで新たな機械化・効率化を達成できなければ、生産費の圧迫による収益性の低下に耐えきれずに市場から淘汰されていくことになる。



「旧式・劣等な企業を常に“取り除き”，賃金を引き下げることなく生産費を引き下げ的方法に精通している有能な“産業の将帥”の手中に，そっくりそのまま生産を集中させるようにコモン・ルールを設定することは，明らかに労働組合の利益である。」（Webb [1897] pp. 729-730, 訳891頁）

ウェブには，優良企業が実際には潜在的な生産能力の「6割ないし7割」さらには「半分以下」までしか利用しきれておらず，優良企業には拡大の余地が残っているという認識があった（Webb [1897] p. 729, 訳890頁）。こうして，淘汰された最劣等企業の生産高は優良企業の拡大によって吸収され，それにともない淘汰された最劣等企業の労働者も優良企業に移動し，結果的に，より良い労働条件を提供している「産業の将帥」のもとで働くことができるのだ。

「こうして，その産業でより優れた地位にある工場が，その生産能力の限界まで操業していない限り，すなわち優越性を失わずに拡大できる限り，労働組合は，理論的にいえば，価格すなわち消費者の需要に影響を与えずに，したがって雇用を減少させることなく，コモン・ルールの水準を引き上げ，最劣等な雇主を一人また一人とあいついで淘汰することができるだろう。」

（Webb [1897] pp. 729-730, 訳891頁）

コモン・ルールの水準引き上げがもたらす優良企業への生産転換・集中は，優良企業自体が拡大の限界に直面するまでは，雇用を減少させることなく継続可能であろう。したがって，労働組合は，その限界にいたるまでは，その組合員の利害にしがたながらコモン・ルールの水準をたえず引き上げていくことができるのである。

このようにして，コモン・ルールの水準引き上げによる「賃金を引き下げることなく生産費を引き下げ的方法に精通している有能な“産業の将帥”」（Webb [1897] p. 730, 訳891頁）への生産の集中は，労働組合員による生活向上の追求の結果として推進されるのであるが，他方で，これは「消費者の見地」からみれば以下のような経済的帰結を意味する。

「例えば，ある雇主が生産費を大幅に引き下げる特許を持っているとしよう。価格がもとのままで，その生産量が人々の需要量のほんの一部に過ぎない限り，彼は，改良に相当する金額をそっくりそのまま獲得できるだろう。しか

し、労働組合が標準賃金率を次第に引き上げることで、他の全ての雇主を一人ずつ淘汰し、最も優れた雇主にビジネスを集中させるとすれば、総生産費はそれによって大幅に引き下げられるだろう。」(Webb [1897] p. 730, 訳891頁)

一産業部門全体の生産物の価格を決定するものは、市場における最劣等企業の生産費であるから、これが淘汰され、かつ優良企業のシェアが拡大すると、産業全体の生産費は大幅に低下する。これは価格低下という形で消費者に還元されるというのである。このような、コモン・ルールの水準引き上げによる「最適な雇主の選択的淘汰」のプロセスは、あくまでも労働組合によるよりよい労働条件の追求を起動因として進展するのだが、そのことが「消費者」の利益にも結びつくと言うのである<sup>47)</sup>。

しかし、このようなより生産性の高い産業技術をもつ企業への生産集中の結果としての生産量の増加のプロセスは、いったいどこまで可能であろうか。コモン・ルールの水準引き上げが労働組合の利益のおもむくまま極限までなされれば、社会にはいずれ単一の企業しか残らなくなるであろう。そうであるかぎり、コモン・ルールの水準引き上げによる産業の効率化の加速度的増進は、いずれ停止せざるをえまい。だがウェッブは次のようにいう。

「しかしこのようなプロセスには事実上制限がある。ある特定の工場がいかにも有利な地位にあるとしても、実際にそれが産業全体を吸収してしまうとは考えられない。立地条件、取引関係、需要の多様性、資本不足、およびなによりも事業拡大の欲望・能力の不足などの理由から、最も有利な地位にある企業でさえ、無限に拡大することはできない。」(Webb [1897] pp. 730-731, 訳891-892頁)

立地条件、市場の状態、資本調達力、経営者の個人的事情などの理由から、優良企業が「産業全体を吸収してしまうことはない」という判断は、理論的というよりも「現実的」なものである<sup>48)</sup>。したがって「“水準引き上げ”政策を極限まで推し進めようとする労働組合の欲望」は現実的に抑止されるとウェッブは見ていた(Webb [1897] p. 731, 訳892頁)。換言すれば、社会には、能率において階差的な諸企業がつねに複数存在するという現実がウェッブによって想定されていたということだ。このような企業間格差の存在を前提にしたうえで、一方において、個々の雇主による資本設備の改良競争が新たに進展し、他方においてより優

れた企業の新規参入が繰り返される<sup>49)</sup>。コモン・ルールの水準引き上げによる産業の「効率」化の加速度的・累進的増進の可能性が展望されているのである。コモン・ルールの施行は、最も設備が劣る雇主を淘汰し、競争の全圧力を最大の生産能率の獲得にむけて集中させ、もっとも優れた産業組織形態への絶えまない発展に寄与する」と捉えられたのも当然のことであろう (Webb [1897] p. 732, 訳894頁)。

以上の考察を通じて、「コモン・ルールの方策」が「富の生産と分配、および個々人の性格の発展におよぼす影響」は、おおよそ以下のように要約しうるのである。すなわち、コモン・ルールは、労働条件を引き上げることで「富の分配」に影響を与えるのであるが、それが労働者間と雇主間との両方における選択的淘汰、労働者自身の「機能的順応」、雇主による「生産工程の改良」を通して、「富の生産」を増大させる、と。繰り返して言えば、ウェッブは、「人格」をも含めた労働大衆の資質の向上を起動因とする労働者間の「競争」、さらにその結果としての企業者間の「競争」促進をつうじて、「産業進歩」が不断に進展しつづけ、結果として豊かな人間生活を享受しうる社会が実現されると把握したわけである。

第2章で考察したように、ウェッブとくにシドニーは、その初期論文において、「レント」の取得をめざして「産業進歩」が絶えず進展していくという経済理論を提出していた。しかも、このような雇主間の「競争」が、「産業進歩」を推進し続けるための不可欠の条件であるとウェッブは認識していた。だからこそ、『産業民主制論』において、次のような洞察が可能になった。

「コモン・ルールが存在しないために、機械設備や資本が不十分で、科学的素養や市場についての知識に欠ける“小規模な雇主”が、賃金をくいつぶし、組織的残業を要求し、工場に労働者を詰め込み、事故予防を怠ることによって、優良な工場からビジネスを奪い取ってしまうような場合、彼の存在は労働者に有害であるばかりか、国民の生産能率の明らかな侵食でもある。」

(Webb [1897] p. 732, 訳893頁)

無規制の労働市場においては、劣等資本は、競争圧力を労働条件引き下げという形で労働者に転嫁することができるため、残存し続けることが可能である。劣等資本の淘汰が阻害されると、優良資本の拡大傾向が阻止されるだけでなく、優良資本を新たな競争へと追込んでいくところの価格低下プロセスをも阻害され、社会全体の「産業進歩」はその分だけ遅れることになる。コモン・ルールの採用

・定着化をつうじる労働賃金の引き上げと労働能力の向上は、劣等企業の淘汰を加速化するという間接的な意味をもつ。こうしてウェッブは、コモン・ルールの水準引き上げは、「産業進歩」を累積的に増進していくための重要な役割を果たすと力説するのだ。

「こうして“耕作の限界点を引き上げ”，同時により優れた地位にある工場の生産量を増大させることにより，このコモン・ルールの方策は，生産物のうち経済学的にレントの性質をもつ部分の境界をシフトさせ，そのある部分を労働者の手中に収めることを可能にするのである。」（Webb [1897] p. 730, 訳891頁）

「発展した産業社会」においては，労働市場が完全競争的であるかぎり，労働者は各生産要素の「限界的な効率性」＝「限界生産物」に応じた賃金を受け取るだけである。だが，コモン・ルールの水準引き上げがなされる場合には，劣等資本の淘汰と拡大をもたらし，資本の「限界的な効率性」の程度を引き上げ，なお労働市場もふくめて「競争」市場の機能が残り続ける。他方，労働者自身はコモン・ルールの水準引き上げによって「機能的順応」を達成し，個々の「能力」を増大させ，結果的に「能力」の「限界的な効率性」を上昇させる。コモン・ルールの水準引き上げによる分配関係の変更は，「レント」の「経済的賃金」へのくり込みという形で行われるが，「限界的な効率性」が増大した分だけ社会の総生産物が増加しているというわけだ<sup>50)</sup>。労働組合運動は，こうした「新組合主義」的運動原理のもとで，はじめて自らの労働条件の向上と，社会全体の利益とを両立できるとウェッブは主張し，こうした機能を果たさない「旧組合主義」を厳しく批判したのであった。

## 小括

これまで見てきたように，『産業民主制論』で示された労働組合運動の使命とは，まず第一に「発展した産業社会」を支える労働者自身による分配面での生産力の享受であり，第二にその帰結としての労働者の側における「機能的順応」，および雇主の側における「競争的淘汰」の両者による「産業進歩」の実現であった。ここにおいて，ウェッブの労働組合論を貫く基本的視座は，一貫して「効率」の実現にあったことがわかる。しかもその際，シドニー初期論文における「産業

進歩」の理論的把握が活用されていることは明らかであろう。すなわち市場経済における競争的淘汰を通じた産業の「効率」化という視座のことである。

『労働組合運動の歴史』において、1871-1875年にかけての「団結の自由」の確立という画期を境にした、クラフト・ユニオンの衰退と新しい労働組合運動の台頭という歴史過程の進行に着目したウェップは、労働組合運動の「理論」的著作として『産業民主制論』の執筆に着手していった。その際、トーニーが述べたように、労働組合運動は「経済的進歩の障害として」非難されているという現実があった。この限りで労働組合運動は、コレクティヴィズム自体を批判するA. V. ダイシーら「個人主義」者からの反論に対して自己の正当性を主張しえない。ウェップは労働組合運動が、こうした障害を除去し一層の発展を遂げるためには、「旧組合主義」から「新組合主義」への転換が必要であると主張した。このことが達成されれば、労働組合運動は経済社会の中で予定調和的に発展しうる、と述べたウェップにあって、その第一の狙いは、「個人主義」者からの批判をかわしつつ、同時にレッセ・フェールという「旧自由主義」の枠組み内部におけるその意義を、ひとまず確認しておくことにあったと言えよう<sup>51)</sup>。

A. マーシャルが、後にウェップのこうした主張を支持したのも当然のことであろう。彼は『経済学原理』において次のように述べていた。

「概して、労働組合はコモン・ルールを作業と賃金の正しい規格化に役立つように利用することによって、労働組合のみならず、国民全体にも利益をもたらすと見てよかろう。一国の資源をできるかぎり活用し、それによって国民分配分を増大させようとする率直な努力をともなっている場合には、特にそうであろう。賃金の上昇、つまり生活と雇用の条件の改善がこのような妥当な方法で獲得されれば、社会福祉の向上に役立つであろう。」(Marshall [1961] p. 706, 訳271-272頁)

だが、『労働組合運動の歴史』における「レッセ・フェールから労働条件の立法的規制へ」という「政治史」把握をふまえたウェップには、『産業民主制論』で解明されるべきもう一つの課題が残された。すなわち労働組合運動が「団結の自由」という「旧自由主義」の枠組みを乗り越えて、「労働条件の立法的規制」という「新自由主義」的な運動に高度に展開していく際の理論的根拠を示す必要があったのである。以下、章をあらためて、「労働条件の立法的規制」ひいては「ナショナル・ミニマム」へといたる、ウェップの思考をたどってみよう。

## 注(第4章)

- <sup>1)</sup> 周知のように、『労働組合運動の歴史』（初版1894年）は、1920年に大幅に加筆修正されている。訳書は1920年版をもとにしている。本論文では初版（1894年）を使用するが、訳書に該当箇所がある場合にはその頁数も表記する。
- <sup>2)</sup> 総輸出額は、9720万ポンド（1854年）から2億5630万ポンド（1872年）まで、実に2.5倍も増大した（Mitchell & Dean [1971] p. 283）。
- <sup>3)</sup> イギリスの総輸出額は、2億5630万ポンド（1872年）から、2億4010万ポンド（1896年）まで、わずかながら減少した（Mitchell & Dean [1971] p. 283）。
- <sup>4)</sup> 「鉄道や蒸気船による新しい交通体系」によって安価な食料が大量に流入した結果、農産物の価格が暴落しイギリス農業は大打撃をこうむった。「イギリスでは、1868年から1878年の10年間に、消費する小麦の大部分が自国では生産されなくなり、肉の輸入量は消費量の7分の1から半分近くに増大した。」（Court [1954] pp. 200-201, 訳236-237頁）
- <sup>5)</sup> 輸入総額は3億5470万ポンドから4億4180万ポンドにまで増大し、結果的に、イギリスの貿易収支赤字は、3680万ポンドから1億3790万ポンドにまで増大した（Mitchell & Dean [1971] p. 283, p. 334）。なお、イギリスの貿易収支は、19世紀第初頭以来、一貫して赤字であった（Mitchell & Deane [1971] p. 333）。
- <sup>6)</sup> 海外投資からの利子・配当収入は4430万ポンドから9600万ポンドにまで2倍以上も増大し、海運・保険サービスによる稼得は8980万ポンドから9230万ポンドへと高水準を推移していた（Mitchell & Deane [1971] p. 334）。
- <sup>7)</sup> 「世界の綿製品輸出に占めるイギリスの比率が最大になるのは“大不況”下の1882-84年の82%であるが、しかしそれは同時にピークからの滑降の始まり」でもあった（熊谷 [1994] 129頁）。
- <sup>8)</sup> 「自動ミュール機は、1830年代から1840年代にかけて使用されるようになったが、その時期には、技術的に、番手の太いものに用いられ、番手の細いものには利用されがたかった。しかし、それは、改良されるにつれ、しだいに普及するようになり、それがコモン・ミュール機を大きく凌駕するのは、プレストンでは1853年のストライキのときであり、オルダムでは、1866年から74年にかけて、ボウルトンでは1874年から86年にかけてであった。」（中山 [1988] 82-83頁）
- <sup>9)</sup> 「織糸の輸出の衰退が見られたのは、あらゆる種類の織糸ではなく、主に太糸においてであった。輸出にしろ中・細糸の割合は、ほぼ確実に増大した。・・・織糸の輸出の衰退は、特に1890年代を通じて、紡績業者に深刻な問題を投げかけた。それを彼らは数多くの方法で解決しようと試みた。メリヤスおよびレース用の糸や、より細い糸の生産が、次第に強調されるようになった。」（Tyson [1968] pp. 107-108）
- <sup>10)</sup> さらに、タイソン（Tyson [1968]）は、イギリス綿業の成長を支えたものとして、「19世紀の末までに、綿産業の83%の職工は、ランカシャーや近隣のチェシャーに集中

していた」ことを指摘し、その地域的な特化をあげている。その他、「ランカシャーの職工がもつ熟練における優越性」，「能率的なマーケティング・システム」も重要であった（以上，Tyson [1968] p. 119, 120, 125）。

<sup>11)</sup> 「石炭鉱業においては，蒸気機関の発明を促進し不断の改良に努めたものは炭鉱資本家であったにもかかわらず，その炭田から炭田，抗口から抗口への動力革命の波及は緩慢かつ編跛であった。」（吉村 [1974] 94頁）

<sup>12)</sup> 後述する「製鋼革命」によって可能になった鋼の生産にあたっては，銑鉄と同時に屑鉄も使用されたから，国内全体の鉄鋼生産量の指標として銑鉄生産量をそのまま使用することはできない。国内全体の鉄鋼生産量は，銑鉄生産量よりも実際には大きいと考えるべきである（阿部 [1993] 102頁）。

<sup>13)</sup> 1858年にベッセマーが「転炉法」すなわち銑鉄を流し込んだ容器に空気を吹きこんで不純物を燃やして除去する工法を発明した。1860年代には，ジューメンズの「平炉製鋼法」が発明された。この工法は，「転炉法」より時間がかかるものの，最終生産物をよりよく制御できるという利点があった。さらに1875年には，トマスとギルクリストの「塩基性内張り」法が発明され，イギリスに多い含磷鉱石の使用を可能にした（Liley [1965] p. 145, 訳175頁）。「“製鋼革命”とは・近代製鉄業の3つの基本工程—製銑・可鍛鉄製造・圧延ないし鑄鍛造—の第2工程を，パドル炉による練鉄生産から製鋼炉による溶鋼生産に転換させたという技術的内容をもつ過程」のことである（高橋 [1967] 6頁）。

<sup>14)</sup> 「大量生産技術—動力工作機械による規格化された互換部品の生産—は，一般に信じられているように，アメリカで生まれたのではなく，ヨーロッパ特にイギリスで，18世紀後半から19世紀初頭にかけて生まれた」。「自動旋盤，穿孔機，平削盤，形削盤その他の工作機械」は，イギリスで「開発」，「大量生産」された。これらの工作機械は，「19世紀の前半に，繊維機械などの規格化された大量生産を可能にし・・・流れ作業生産に類似したものを作り上げた。」（Mayr & Post [1981] p. 25, 訳42頁）

<sup>15)</sup> 例えば，19世紀後半におけるミシンの発明とその普及が，靴の製造方法を大きく変化したことについてウェブはいう。

製靴業には「1857年までは機械や新工程は全く侵入していなかった。靴製造にマシンが利用され，引き続き新発明が導入された結果，1857年から1874年の間にこの産業には完全な革命が起こった。」（Webb [1897] pp. 417-418, 訳505頁）

また，19世紀後半以降「男女の服装をめぐる流行の変化」があり，靴下製造業における「工場制の普及」をもたらしたという指摘もある。「“半ズボン”がすたれ，男子は“長ズボン”へ，女子は“長目ドレス”または“布製靴下”へと変化し」，「準服飾品としての“上質靴下”から，機能的な機械製粗悪品—円筒型靴下および縫合靴下—への需要シフト」があったからである（武居 [1984] 62頁）。

<sup>16)</sup> 19世紀後半におけるイギリス経済の構造転換について，ケイン&ホプキンスは，次のように主張している。再び引用すればこうである。「1850年以降の時期に関して，製

造業部門の生産高の伸びが鈍ることによって引き起こされたイギリス経済の相対的な衰退が議論の的になっている。しかし、1870年から1945年の時期にダイナミックな変化を遂げた領域があり、それはロンドンと（イングランド）南東部を中心とするサービス部門であったことはあまり知られていない」（Cain & Hopkins [1987] p. 2, 訳53頁）。すなわち、製造業の衰退がシティを中心としたサービス業の成長によって補完されたという指摘である。「国内製造業の成長でさえも、特に（イングランド）南東部におけるサービス所得の増大によって引き起こされた消費需要に大きく依存していたのである。」（Cain & Hopkins [1987] p. 4, 訳55頁）

<sup>17)</sup> Mitchell & Deane [1971] p. 64。ただし、労働組合による統計数字である。

<sup>18)</sup> 19世紀中葉における「労使関係法」については、森 [1988] に詳しい。

「この制定法（1823年法—引用者）は、農業におけるサーバント、職人などが契約にしたがって仕事を始めなかったり期間満了前に労務を放棄した時、或いは他の軽罪を犯した時には、雇主の告訴に基づいて、治安判事が彼を逮捕し取り調べることができるとした。そして有罪であれば三ヶ月以下の懲役刑に服さしめてその期間の賃金を減額させるか、賃金の全部または一部を減額させる、もしくは彼の解雇を命じることができる」と定めている」（森 [1988] 138頁）。

<sup>19)</sup> ウェブは、主従法について下院議員が抱いていた次のような見解（1823年）を紹介している。

「例えば機械組立工、漆塗工その他無数の事業では、作業の性質上、一つの仕事を完了しないうちに別の仕事を始めなければならないから、労働者は仕事を完了することは決してない。したがって、もし賃金額に関して紛争が生じたり、ストライキやターン・アウトがはじまったり、労働者が口論のすえ仕事を放棄したりすれば、雇主は、労働者が仕事を完了しないままに離職したという理由で告訴するのだ。」（Webb [1894] p. 234, 訳284頁）

<sup>20)</sup> 同時に、「共済制度」は、老齢、疾病、埋葬、移民、事故手当などをも包含する「共済組合」的側面をもち、組合員の生活におけるあらゆる事態に対処していた。「共済制度」は、各組合員に対する週1シリングにのぼる高額の組合費によってはじめて維持されていたのである（栗田 [1978] 22頁）。

<sup>21)</sup> 事実、ウェブは次のように述べている。「団体交渉が雇主によって承認され、かつ法律制定に労働者の手が届くまでは、労働組合運動が合法的にその目的を達成する唯一の手段は、相互保険であった。1845年から1875年の間、労働者を指導した抜け目ない役員の一団によって、それが大いに支持されたのはこのためである。」（Webb [1897] p. 166, 訳193頁）

<sup>22)</sup> 「ジャンタ」とは、当時のクラフト・ユニオンの代表者らが結集した非公式の団体に、ウェブが付けた名称である。ASEのウィリアム・アラン、合同大工組合のロバート・アップルガース、鋳鉄工組合のダニエル・ガイル、煉瓦積工のエドウィン・クールスン、靴製造工のジョージ・オッジャーなどがその代表である。さらに、ウェブは



その周辺人物として、ヘンリー・ブロードハースト（石工）、アレキサンダー・マクドナルド（坑夫）、ジョン・ケーン（鍛鉄工）などをあげている。特にブロードハーストは1875年以降のTUCを指導した人物として重要である（彼の詳しい経歴については、安川[1993]369頁参照）。

<sup>23)</sup> 権名[1985]32-33頁参照。

<sup>24)</sup> 「1830年代、イングランドのミュール紡績に雇用されていた18才未満の労働者38,929人のうち、企業主が直接雇用していた者は、4,293人であったのに対して、精紡工が直接雇用していた者は、32,297人であった。そして精紡工と大糸継工が成人男子で、小糸継工が少年、児童であるのが一般的であった。」（中山[1988]80頁）

<sup>25)</sup> 自動ミュールの導入それ自体が、手動ミュール紡績工による労働力供給制限という障害を打破することを目的になされたという指摘もある（茂木[1977]23頁）。

<sup>26)</sup> 「綿糸紡績工合同組合」は、「徒弟制度」のかわりに、輩下の糸継工から一定の数を紡績工に昇進させる「昇進制度」を確立した。この「昇進制度」は、ASEにおけるような「熟練工4人に対して徒弟1人」といった規制とはまったく逆に、「紡績工1人に対して徒弟2人」という緩やかなものであり、この割合は「職業を補充するのに必要な人数の約10倍」であった（Webb[1897]p.475, 訳575頁）。「昇進規制は補充者の数を満たされるべき地位の数以下に減らそうとする考えが全くない点において、徒弟制度と異なっている。したがって、その産業の拡大には何の障害もない」とウェブは述べていた（Webb[1897]p.491, 訳594-595頁）。

ただし、自動ミュール紡績機の普及にもかかわらず、「新しい自動ミュール番労働者は、機械への配属と入職規制という旧来の紡績工のシステムを正確に再生産した」という指摘もある（Turner[1962]p.128）。

<sup>27)</sup> コールは「出来高単価表が最も十分かつ完全に発展した産業は、疑いもなく綿業である」と述べ、その理由として「綿業の産出物は標準化されているから、事実上あらゆる課業に対する単価を綿密に設定することが可能である」ことを上げている（Cole[1928]p.81）。

<sup>28)</sup> 以下、「イングランド中央部」には、便宜上、ランカシャー、ヨークシャー、ミッドランド、スタッフォードシャーを含めるものとする。

<sup>29)</sup> ただし、19世紀中葉の北東イングランド地方の炭田は、「炭鉱主が全坑夫を直接的かつ個別的に雇用し、かつ階層的職員管理組織を通じて、全坑夫を直接的に指揮・監督する体制を確立していた唯一の炭田であった」という指摘もある（若林[1985]176頁）。

<sup>30)</sup> ヨークシャーを例にとれば、「1879年に約6万人の労働者のうち組織された労働者は僅か2,600人」であったといわれている（栗田[1978]46頁）。

<sup>31)</sup> 例えば、コールは次のように述べている。「類似した制度はある種の炭田では“採炭請負”制度として知られ、石炭採掘にあたって幅広く採用されていたが、それを打破することが新しい“大英坑夫連盟”の主要な目的であった。」（Cole[1948]p.239, 訳184-185頁）

32) 法定8時間労働日に対する北東イングランド炭坑夫の反対には歴史的に根深いものがあった。

1863年、リーズで開催された炭坑労働者会議において8時間労働法についての議題が浮上したが、ダラムの指導者ウィリアム・クロフォードは「8時間労働法案が彼の地区では実行できない」ことを宣言した。「少年には1日10時間、成人男子には6時間働かせることを彼は望んだ」といわれている (Webb [1894] p. 289, 訳343頁)。その理由として、ノーザンバーランド、ダラムでは、採炭夫は一日2シフト制であったのに対し、少年は1日1シフト制であったことがあげられる (Webb [1894] p. 289, 訳344頁)。

33) 「当時 (1866年—引用者) 錬鉄工組合員数は、6千500人であり、その年収入は6千ポンドにものぼった」。合同錬鉄工組合は、「移民による労働力供給制限を志向し、ストライキによって組合基金が枯渇することを回避した」 (以上, Marsh & Ryan [1984] p. 270, p. 262)。

34) クレック、フォックス&タムソンは、製鉄業者の側からも平和的な労使関係が模索された理由として、「莫大な資本を必要とする設備を稼働させ、固定費用を最少化し、かつ (特に燃料の) 浪費をなくすために、操業停止の回避」が模索されたことをあげている (Clegg, Fox & Thompson [1964] p. 21)。同様の指摘については、福井 [1972] 38頁を参照。

35) 「鉄鋼労働者の間では、溶鉱炉労働者組合が1892年に設立され、賃上げに成功し、合同委員会との間でスライディング・スケールを獲得した」 (Pollard [1965] p. 107) と指摘されているように、鉄鋼業においては、スライディング・スケール協定が19世紀末まで残存した。

36) 一つの理由としては、1852年の大ロックアウトの終結以降、「使用者団体」は消滅し、組合の徒弟規制に対して統一的な対応ができなかったことをあげることができよう (小野塚 [1990] 118頁)。むしろ、それ以降、ASEは着実に発展しさえした。「合同機械工組合はそのストライキの後の10年のうちに、組合員数を倍増し、1861年までには7万3398ポンドという空前の残高を積み立てていた」と言われている (Webb [1894] p. 208, 訳256頁)。

37) ASEの歳出額については以下の表を参照。

費用	1869年	1879年	1889年
葬儀	5,600	7,387	8,289
疾病	17,777	20,514	30,922
養老	8,055	17,730	40,170
事故	1,600	1,800	2,177
失業	59,980	149,931	29,733
ストライキ	50	20,579	1,920

(単位：ポンド、出所：栗田 [1978] 66頁)

ASEの組合員数は、34,711人 (1870年)、44,692人 (1880年)、67,928人 (1890年) であるが (熊沢 [1970] 52頁)、組合員全体の増加率よりも、老齢手当の増加率すなわち、8,055ポンド (1869年)、17,730ポンド (1879年)、40,170ポンド (1889年) の方が明らかに大きいことは、組合員の高齢化が進展したことを物語っている。

38) 半熟練工への組合員資格の拡大の例としては、1885年のA S E大会において、「若年者の入会金を安くしたこと、豎削盤工、真鍮仕上工、銅鍛冶工などの新しい熟練もしくは半熟練工の入会を認めたこと」や、1892年の大会において、「電機機械技師、ロール旋盤工、その他いくつかの種類の種類機械運転工(=半熟練工—引用者)のような新職種が完全な組合員資格を認められたことを上げることができる(以上、徳永[1966] 293, 296頁)。

39) 19世紀後半における機械・鉄鋼業の台頭は、当然、そこにおける熟練労働者の地位を高めた。

「この時期(1840-1890年—引用者)には金属産業が興隆し、労働貴族は著しく強化された。例えば、製鉄労働者は1851年と1881年との間にその数が3倍になり、造船工・機械工などは3倍以上になった。これらの産業の多くでは熟練労働者の比率が非常に高く、それは機械業においてはおそらく70-75%であったから、彼らの相対的な地位は着実に向上した。「製鉄業における熟練労働者の比率は高く、1865年のレヴィの資料ではほぼ44%であり、賃金は高かった」。製鉄中心地の生活環境は劣悪であったが、「それにもかかわらず、極めて高い名目賃金と下請け制度の普及によって、鉄鋼業は、労働貴族の本拠地になった」(Hobsbawm[1964] p. 335, 訳258頁)。

40) 「新組合主義」の勃興についての詳細な検討については、安川[1993]、前川[1965]、モートン & テイト(Morton & Tate[1956])を参照。

「新組合主義運動」は、当初、「社会民主連盟」などの社会主義者たちによって推進された。ハインドマンは、1885年に次のように述べていた。「オーウェンの時代には準備ができていなかった革命の機はいまや熟しているし、その準備もできている。富の生産者に自らの国を支配させるための革命のみが、おそらく事態をより良いものに変えることができる」と(*Justice*, July 18th, 1885, cited in Webb[1894] p. 397, 訳472頁)。

こうした「革命」を目指した運動のその後の変化について、ウェブは次のように概観している。「1889年という年は、全世界の労働者の盟約による“完全な国際的社会革命”の到来を告げるかわりに、社会主義者のプロパガンダの潮流を革命的なものから立憲的なものへと転換させた。政治的デモクラシーの出現によって、“あらゆる職業・階層の労働者による、少数者の残忍な独占的支配に対する団結した攻撃”の計画は時代おくれになった」(Webb[1894] p. 398, 訳474頁)。

41) John Burns, a speech delivered in Rotherham on 8th September 1890, cited in Duffy[1961] pp. 315-316

42) 以上のトーニーの示唆にもとづくかぎり、関嘉彦氏によるフェビアン主義、特にウェブとショーの競争認識に関する解釈には疑問がのこる。「競争を伴う価格経済機構自体を否定するのか、不平等な所得分配下でのそれを否定するのか、その点か必ずしも明白でない。ロバート・オーウェン式の自給自足経済を空想的と斥けている点から、彼らは価格経済機構を認めているように思われるが、他方競争には反対している。競争および価格経済が果たして非能率的であるか否かの根本的反省もなされていない」(関[1

969] 39頁)。

43) ウェップは『労働組合運動の歴史』において「旧組合主義」を「高い標準貸金率を得ている熟練労働者だけを加入させ、週1シリングにもおよぶ組合費を集め、また規則として定められた徒弟期間を終了した熟練工のほかは、しばしば組合員にしない熟練工組合」と規定している (Webb [1894] p. 374, 訳447頁)。

44) ウェップは、「消費者の見地」からすれば「人員制限の方策」も、「トラスト」も、ともに「独占」にほかならないと捉える半面で、「トラスト」の場合には、むしろ「競争」がしばしば製品価格の引き下げをもたらすという点を指摘している。

「追加的な資本が、その使用に対して銀行家やディベンチャー所有者に支払われる利子率以上をもたらす見込がある限り、資本家トラストは、その生産高を増大し、出来る限りその生産工程を改良しようと努めるものだ。実際には、スタンダード・オイル社がやるように、彼らはしばしばその価格を引き下げて、需要をあおり、これによって利益をあげているのである。とにかく彼らは、常にトラストの仕事に最も優秀なブレインを雇い入れ、それと同時に、最良の機械と最新の発明を活用することに努めている。というのは、生産費の低減をなしうる限り、それは常に全く彼自身の利益になるからである」 (Webb [1897] p. 709, 訳864-865頁)。

「トラスト」は、個別企業どうしの「競争」から生じるところの「改良への刺激を失うことは事実である」が、それでもなお「利潤追求者」としての内発的動機が依然として存在する。したがって、追加資本の収益率が現行利子率に等しくなる点まで生産高を増大させるし、生産費低減のための「資本設備の改良」もなされると言うのである。さらにウェップは、価格の低下が消費者の需要を喚起し利潤量の増大をもたらす場合には、この生産工程の効率化は社会的に還元されると見ており、彼のトラスト観は、極めて「競争」的な理解になっている点に特徴がある。

45) ウェップは、次のように述べていた。

「まず最初に労働組合の諸規制について考察しよう。これらの諸規制は次の2つの経済的諸方策に要約できる。すなわち人員制限とコモン・ルールである。後者は、標準貸金率、標準労働時間、衛生・安全についての明確な基準を直接に決定する、より近代的な諸規則を含むものである。」 (Webb [1897] p. 704, 訳859頁)

「労働組合は、コモン・ルールの方策によってより高い生活水準を維持しようという発見は、大多数の労働組合の戦術を変更させるにあたって有効であった。例えば、綿糸紡績工合同組合は、それぞれの職業における欠員を補充するにあたって、雇主が労働者を自由に選択することに決して干渉しなかった。」 (Webb [1897] p. 714, 訳871頁)

「コモン・ルールの方策は、いかなる雇主も引き下げることができない最低限を強制するものであり、雇主がそれ以上の条件を提示できないような上限を強制するものでは決してない。」 (Webb [1897] p. 715, 訳872頁)

46) このかぎりでは、コールの以下のような指摘は正しい。

「主要な経済学者たちは以下のように言い続けていた。すなわち、正しい道は、生産

力増大のためにできる全てのことをなすことであり、したがって、高まった生産力の恩恵が下層にいつそう浸透し、全ての人々に普及するのを待つことであると。他方で、台頭しつつあった少数派は、フェビアンたちを先頭に以下のように主張し始めた。すなわち、このプロセスはどのみちあまりにも緩慢であり、したがって次に踏出されるべき一歩は、“どん底の人たち”のために集団的行動によってそれを加速することであると。」

(Cole [1950] p. 34, 訳28頁)

47) 劣等資本の淘汰と優良資本の拡大が労働者と消費者との利益に結びつくというウェッブの労働組合論に対して、第2章で紹介したウォーカーの論文が大きな影響を与えたことは、ほぼ間違いないであろう。F. A. ウォーカーは以下のように述べていた。

「ここで提出された視角が正しければ、産業的企業の運営が優れた経営能力をもつ者に限定されることは、社会の利益であり特に賃金階級の利益であることは明らかだ。地代について言えば、耕作の限界点の低下はすべて、より少ない純生産物しか生産できない土地を耕作に引き入れ、穀物価格を決定する最終必要供給部分の生産費を引き上げ、それによって土地所有者階級へ地代として帰属する生産物の割合を増大させる。おなじことは利潤についてもあてはまる。すなわち、ビジネスの運営を劣った人物にゆだねること、つまり資本と労働の使用によってより少ない純生産物しか生産できない人物にゆだねることは、全商品の価格を決定する最終必要供給部分の費用を高めるだろう。したがって、利潤として高い階層の使用主に帰属する生産物のシェアは増大するだろう」

(Walker [1887] pp. 278-279)。

48) 例えば、ウェッブは「需要の多様性」を説明するものとして、「広告」や「商標」などの製品差別化について次のように述べていた。

「製造業者は卸売商人によるきびしい圧迫からある方法で逃れようとする。商人は、より大きな利潤を確保しようとする欲望に動機付けられ、常に、消費者の盲目的でかたよりのない圧力を〔製造業者のなかで〕最も弱い部分に向けて集中させる方法を発見しようとし知恵をしばっている。取引における専門的技術、品質の微妙な差異を見抜く経験、技術工程改良の抜け目ない把握などによって、彼は、製造業者どうしを互いに競争させ、そうでない場合よりもよりすみやかに、より完全に、彼ら〔製造業者〕が獲得している莫大な利潤を横取りしようとする。・・・製造業者は、個々の消費者と直接的な関係を取り結ぶことによって、製品の価格・品質に対するこの専門的なあら捜し、また意図的に振り向けられた圧力から脱却しようとするにつねに試みる。これがすなわち、他とは区別された〔製品の〕特色の社会全体への広告、またその結果として商標・製造業者名の使用が、現代において発達したことを経済学的に説明するものである。」 (Webb [1897] p. 68 3, 訳830-831頁)

49) 競争過程において絶えず新規参入する資本の優位性についてウェッブは次のように言う。

「新発明の採用はおそらく追加的な資本の支出をもたらしたであろうし、以前の設備のある部分を時代おくれにし、破壊したにちがいない。たとえこのような犠牲を払って旧

工場を新しい要求に適応させたとしても、生産における完全な経済性からみれば不利益な点が多いのである。新しい資本家が、新規の工場を設立し、最新式の改良を備え、新発明を最もよく利用するチャンスはここにあるのだ。」(Webb [1897] p. 682, 訳829頁)

さらに、このような新規参入が頻繁に行われる産業ほど、産業の効率化は進展するという。ウェブは次のように述べていた。「雇主の頭脳に対する圧迫によってもたらされる改良の余地は、イングランドの農業のように同じ農場を代々引き継ぐことが多いために、企業心の自由な発露や資本の移動が比較的まれな産業よりも、ほとんど毎日のように新しい発明がなされ、たえず新事業の勃興によって補充されている工場製靴業のほうが明らかに大きい。」(Webb [1897] p. 736, 訳898頁)

<sup>50)</sup> ゴードンは次のように述べていた。

「限界生産力説的分配論の発展の歴史は、それ自体独立したものではあったが、それは賃金基金論争史の一部でもあった。というのは、限界生産力説に本質的な概念が出現したのは、まさにこの論争の時期を通じてであったからである。・・・その論争に対するシドニー・ウェブの貢献には、限界生産力説の萌芽が非常にはっきりとみられる」(Gordon [1973] pp. 31-32)。

賃金基金説とシドニーの初期論文との関連については本論文では再検討することができなかった。後の課題にしたい。

ただし、本稿で明らかにしたように、ウェブの労働組合論がシドニー初期論文における「産業進歩」論を基礎に展開されていたことを念頭におけば、ゴードンの以下のような主張には疑問が残る。

「労働組合運動という現象を分析的に取り扱うという課題は、限界生産力説のフレーム・ワークの中に早くから取り込まれていたが、限界生産力説はその課題にたいして、結局は賃金基金説と同じ結論を与えたことは興味深い。ホブソンやシドニー・ウェブのような数人の左派経済学者は、限界分析の発展に早くから貢献していたが、彼らは労働組合に対するその分析上の帰結を察知するやいなや、それを放棄した」(Gordon [1973] p. 34, 下線部強調は引用者)。労働組合運動の分析にあたって、ウェブはシドニー初期論文の成果を「放棄した」のではなく、労働組合論をそれに適合するように「作り直した」と言い換えたほうが適切であろう。

<sup>51)</sup> イギリスの労働政策をめぐる、「団体的自由放任論」という観点からそれを位置付けようとする流派がある。例えば、カーン・フロイントがその代表とされているが、その一源流にウェブの労働組合論があったことも指摘されている。小笠原 [1995] 231-232頁を参照。

## 第5章 「新自由主義」的社會立法—ナショナル・ミニマム—

### 1節 マーシャルのシドニー批判

#### —「労働に関する王立委員会」(1892年)—

1889年に勃発したロンドン・ドック・ストライキ以降、不熟練労働者を中心に新組合主義運動が台頭していくが、その求心力となったものは「法定8時間労働日」の要求であった。新組合主義運動を推進した団体には、トム・マン、ジョン・バーンズらの新組合主義者に加え、シドニーらフェビアン協会員、ハインドマンらの社会民主連盟があり、それぞれに根拠を異にしながらも、「法定8時間労働日」の推進という点で一致していた<sup>1)</sup>。

「労働に関する王立委員会」(Royal Commission on Labour, 1891-1894年)が設立されたのも、こうした運動の高まりをうけてであった。委員会メンバーには『経済学原理』(初版1890年)出版直後のA. マーシャルも含まれ、証言者として喚問されたシドニーとの間で、8時間労働日をめぐり次のような議論を交わしている。まずマーシャルは次のように質問している。

「しかし、法律なしで済ますことができる場合に、法律を制定することは無分別ではないですか。歴史は、将来に応用できる限りで、官僚機構がある場合には〔産業〕進歩が失われてしまうことを示していますから。」(Royal Commission on Labour [1893] 4257)

マーシャルは、自らの経済発展論の基軸としての「経済的自由」という立場から、「労働条件の立法的規制」には懐疑的であった。彼は、産業進歩の起動力として、あくまで「創意の自由、活動の自由」<sup>2)</sup>を重視していたからである。

対する、シドニーの回答は以下のようなものであった。

「そうした発言を認めることはできません。私はそれに反論しなければなりません。法律とは一つの害悪であり、より大きな害悪をもたらさずに廃止できる場合には廃止すべきものであるという昔からの主張には全く賛成します。しかし、もちろん、労働時間の法的短縮を要求する人々の主張は、法律がもたらす害悪よりも法律がない場合の害悪の方が大きいというものです。」

(Royal Commission on Labour [1893] 4257)

みられるように、シドニーは原則論に終始し「産業進歩」と「労働条件の立法的規制」との関連については明確な回答ができていない。第2章で述べたようにシドニー自身、1888年から1889年にかけて、自らの「産業進歩」論を提出し、それとの関連でマーシャル『原理』の内容に共鳴を示していた。とはいえ、「彼〔マーシャル〕は道を示しているが、道を進んでいない」として、従来の「抽象的経済学」に一定の限界を見出し、それを包摂する「社会学」の構築を目標としていた。その一貫としてこの時期すでに、ウェップは労働組合運動の研究に着手していた。とすれば、「王立委員会」に出席したシドニーにとって、自らの主張を積極的に擁護できない苦悩は、かなり大きなものであったろう<sup>3)</sup>。だがそれゆえにこそ、これ以降のウェップの思考展開の一つの軸に、「労働条件の立法的規制」が「産業進歩」に対しいかにして貢献しうるか、という問題意識が据えられることになったといつてよかろう。

## 2節 「モラルミニマム」

### —「LCCの業績」(1895年)—

第3章2節で触れたように、1888年に成立したロンドン州議会(以下、LCC)においては、雇主選挙権を得た労働者大衆の支持のもと、労働政策に関して中央政府より一歩進んだ改革が行なわれていた。1892年5月、LCCは、自治体雇用労働者に対する「労働組合賃金率」の採用を決議するなど、その労働政策をいっそう展開させていった(公正賃金条項)。また、労働組合が存在しない部門については、週24シリングという「モラル・ミニマム」の支払いを決議していた<sup>4)</sup>。

同じく「労働に関する王立委員会」において、レオナード・コートニーは、シドニーに次のように質問している。

「それでは、あなたは次のような言葉に同意しますか。“最大労働時間の規制は‘最低賃金’のはばひろい承認によって補足されねばならない(must)”と。」(Royal Commission on Labour [1893] 3780)

シドニーの回答はこうであった。



「それについては全く同意します。“ならない (must) ” という言葉によって私が言いたいことは、それがモラル・ミニマム賃金の承認を伴うべきであるということです。LCCは次のような結論にいたりました。すなわち、ロンドンにおける成人労働者への週賃金24シリングがモラル・ミニマム賃金である。さらに我々は労働者の仕事に関係なく、それ以下を支払わないことを。その理由は、もし賃金がそれ以下であればロンドンの被救恤貧民を増大させてしまうからです。」 (Royal Commission on Labour [1893] 3780)

シドニーは、最大労働時間の規制に加えて、なんらかの形で最低賃金が規制されるべきだという見解をもっていた<sup>51</sup>。だが、その根拠は、LCCの賃金支払い額が、モラル・ミニマム以下であれば、貧困者が救貧当局へと殺到し、結果的に地方財政が悪化するという、あくまで行政上の効率を重視したものにとどまっていた。

だが、これ以降シドニーはLCCの活動に身を投じ続け、「公正賃金」、「モラル・ミニマム」の経済的効果をめぐる知見を深めていった。その成果が、1895年の「LCCの業績」という論稿である。シドニーは、次のように述べている。

「工場法、鉱山規制法、教育法が、産業界で繰り広げられる競争に対し、婦人・児童の長時間労働、衛生対策の無視による廉価の追求を“禁止”しているのと同じように、ロンドンの人々を代表するLCCは、賃金労働者の生活水準の抑圧によってもたらされる廉価を活用しない。工場法が経済学的な称賛を勝ちえたのは、人道的な根拠だけでなく、産業能率への積極的な貢献によってでもあったように、現在幅広く承認されている公正賃金条項も、同じ理由から経済学的な称賛を勝ち取るだろうことが確実であろう。」 (Webb [1895] p. 146)

LCCによる、「公正賃金」の施行は、産業能率に積極的に貢献するという主張である。「労働者間の競争は、前におとらず激しいであろう。しかし、それは価格を引き下げ、それによって国民全体の生活水準を引き下げるような競争ではなく、効率を増進させ、実際には生産費を引き下げることになる競争である」

(Webb [1895] p. 145)。第4章で確認したように、1895年というこの時期すでにウェブは、『労働組合運動の歴史』(1894年)を出版し、石炭・綿業からの「労働条件の立法的規制」を求める運動の台頭に着目し、次の課題として『産業

民主制論』(1897年)執筆の準備に取り掛かっていた。「コモン・ルールの経済的効果」の分析という形で提出された彼らの労働組合論は、「公正賃金」、「モラル・ミニマム」をめぐるシドニーの知見の深まりを包摂しながら、労働条件規制と「産業進歩」との関連を明確に打ち出した、彼らの最終的な「理論的」到達点であったと言ってよい。

しかもナショナル・ミニマムが明確に提示されたのも、同書であった。だが、「コモン・ルール」があくまで労使間の自発的な団体協約を指していたのに対し、ナショナル・ミニマムは、あくまで立法であった。このことは、「契約の自由」を旨とする「旧自由主義」社会改良政策の根幹に関わる重大問題であったことは想像に難くない。こうした当時の状況にあって、ウェブはそのナショナル・ミニマムをいかなる形で提出したのであろうか。ウェブは、「これ〔ナショナル・ミニマム〕は今日あらゆる産業国家において行なわれている工場立法の政策である」(Webb [1897] p. 767, 訳937頁)と明言していたから、ひとまず19世紀末の時点における、工場法およびその関連諸法の状況について簡単に考察しておこう。

### 3節 19世紀後半における労働政策

イギリスにおける工場立法は、その先駆を1802年の法律にまで遡ることができる<sup>61</sup>。同法は、「過度労働や不健康な労働条件による危害から年少の虚弱な労働者の健康を保護する」<sup>71</sup>という目的をもっていた。その背景には、旧救貧法下における教区徒弟の問題があった。当局は、非救恤民児童を大量に工場へと送り出すことで、運営経費の削減を意図していたからである。このことは、それを受入れる工場主の側からみれば、酷使しうる労働力の豊かな供給源を意味した<sup>81</sup>。結果的に児童の疾病・体力低下などの問題が多数生じ、大きな社会問題となっていたのである。

1802年法の内容を具体的に見てみれば、まず、同法の対象は労働者20人以上の全ての綿工場・繊維工場とされた。また、治安判事には、2人の監督官を任命する権限が与えられた。徒弟の労働時間は12時間に制限され、その深夜業が禁止されるなど、児童のみではあれ労働時間規制への一歩が踏み出された。雇主は児童に読み書き算等の初等教育を施すべきことが明示され、工場の換気や洗浄など、工場内の衛生条件についても規定された。初期の工場法は、「児童を長時間働かせるべきではないという宗教的見解の域をほとんど出ていな」かった<sup>91</sup>と指摘

されているように、社会的弱者である児童に対する人道的配慮からの立法という色彩が強かったが、それ以降約一世紀を通じて、様々な面で改革されていった。

工場法の対象は、当初、繊維工場に限られていたが、1864年には、危険な科学薬品を使用する職種にまで拡大され、1867年には金属、機械、製紙、ガラスその他、労働者50人以上の全ての工場へと拡張された。1867年法は、労働者50人未満の事業所を規制する同年の「仕事場規制法」に補完され、その範囲をさらに拡大していった。

行政主体については、初期工場法では監督官を任命する治安判事が事実上の権限をにぎっていたが、行政上の中立性が次第に危ぶまれるようになった。このため1825年法、1831年法によって治安判事が工場主の親族である場合にはその権限を縮小するという方向で改革が進み、さらに1833年法にいたると政府は直接に工場監督官を任命することになった。監督官は1844年法によって工場への立ち入り検査権を与えられるなど、工場法の運営において重要な役割を果たすようになった。

労働時間については、12時間労働の対象が1819年法により16歳未満の児童へと拡張され、1831年法によって18歳へと引き上げられた。さらに1844年法では、児童に加え婦人の労働時間も12時間に制限された。以降、労働時間規制は、児童・婦人の両者を含めた形で進み、1847年法にいたって10時間労働日が確定された。とはいえ、成人男子労働者は、この点でなんら保護されないままであった。

児童に対する労働時間規制は、初等教育の進展と歩調を合せていった。1819年には9歳未満の就労が禁止され、以降、1891年法にいたり11歳未満へと引き上げられるなど、工場法の側からその必要条件是徐々に整備されていった。だが、初等教育への就学率は依然低く<sup>10)</sup>、教育行政自体からの対応が求められた。当時、児童は重要な家計補助的労働力であったし、当の学校も教師の質が劣悪であるなど、社会的な信頼をえていなかったからである。これを背景として1870年には初等教育法によって公立学校が設置され、1876年法では、両親に対する義務教育の規定が明示された。さらに就学率の低さの大きな原因であった貧困家庭の教育費負担を軽減するため、1891年に公立学校の無償制が法制化されるなど、19世紀末にかけてイギリスの初等教育は着実に整備されていった<sup>11)</sup>。

衛生・安全については、1844年法によって、機械に安全装置を設置すること、運転中の機械の掃除の禁止などが義務付けられた。さらに、科学薬品を使用する不衛生な職種を規制する目的で、1864年法には「衛生条項」が盛り込まれ、清潔な職場環境の維持、工程中に発生する有害なガス、ほこり、その他の不純物の浄化が義務付けられた。1891年法により、衛生条件の監督権が「地方衛生局」へ委

譲されたことで、衛生条項は、「公衆衛生法」によって所轄されるようになる。また1880年には、グラッドストーン内閣のもと「雇主責任法」が制定された。これは業務災害に対する賠償責任を雇主に義務付けるものであったが、賠償義務は、あくまで災害の過失が雇主にある場合に限定されていた（過失責任）<sup>12)</sup>。1897年には、無過失責任における雇主の賠償義務も規定されていく。

以上19世紀を通じて、工場法体系は一環して拡張していき、公衆衛生法、雇主責任法、初等教育法へと分化、精緻化していったことが分かる。ウェブが、こうした立法改革の進展を「無意識の社会主義への歩み」と高く評価していた理由もここにある。しかし、こうした当時なりの立法改革の中で、それに取り残されていった階層が存在したことも事実である。すなわち不熟練労働者大衆のことである。1886年に開始された、チャールズ・ブース、ピアトリス・ポッターらのロンドン調査が明らかにしたものは、未曾有の繁栄の中に巣くう貧困の存在であった。実にロンドンの全人口の約3分の1が、貧困状態にあるという驚くべき結果が出たのである。しかも彼らは、こうした貧困の原因としていわゆる「苦汗産業」(Sweated Industry)における劣悪な労働条件をあげていた<sup>13)</sup>。こうした階層の中には、工場法に包摂されない家内工業で働く婦人や、初等教育法の網の目に補足されず家計補助のために働く児童なども含まれていた。ナショナル・ミニマムを提出した際、ウェブには、これら工場法・関連諸法の拡大に対する積極的評価と、その不十分さに対する批判との両面があったと言ってよかろう。

#### 4節 ナショナル・ミニマム

第4章で考察したように、コモン・ルールの方策が、その産業の効率化を推進させていくと主張するウェブは、効率化を達成しえた産業が拡大し、国民的規模での生産諸要素の理想的な配置・一層の効率化が実現されていくと展望していた。コモン・ルールの方策が各産業に普及すれば、それだけ国民経済全体の効率も上昇していくことになるというのである。

だが現実には、「寄生的産業」の存在がこうしたあるべき発展経路を阻害しているとウェブは指摘する。19世紀を通じた「社会保障」制度の整備の中で、不熟練労働者大衆はこれに取り残されていったことは、第1節で確認したとおりである。「寄生的産業」とは、こうした階層の労働者に劣悪な条件を強いている「苦汗産業」のことに他ならない。では、いかなる意味で、それが「寄生的」であるのだろうか。

ウェッブはいう。

「まず、労働者とその産業と無関係な人の所得で部分的に扶養されている場合がある。両親と生活し、小遣い稼ぎのために働く児童を、雇主が、熟練修得の適切な訓練をすることなく雇用する場合、彼は明らかに補助金、奨励金を受け取っている。彼は、十分な賃金を支払っている雇主たちと比べ、経済的に有利になるからである。・・・よくあるように、雇主が、成人女性を、その両親、夫、恋人から受け取る金額がなければ十分な能率を維持できない低賃金で雇用する場合も同様である。この全ての例において、若年者や婦人の労働能率は、他のある集団の所得で維持されているのである。」(Webb [1897] pp. 749-750, 訳914-915頁)

雇主が、児童・婦人を低賃金で雇用しうるのは、彼らの所得が他の人によって補填されているからである。「寄生的産業」は、児童・婦人の生活費を負担している階層・産業に対して「寄生」しているというわけだ。さらに、こうした児童・婦人労働に限らず、はるかに有害な「寄生」の形態があるとウェッブは言う。

「一国の永続的な産業能率は、明らかに、その市民の健康と活力の維持に依存している。それゆえ、産業が経済的に自立し続けるためには、死亡、老化による欠員に十分な数の児童を補充しつつ、人口と活力を減らさずに、労働者の常備軍を十全に維持しなければならない。もしある業種の雇主が、労働者の窮乏に乘じ、平均的な健康の維持に必要な衣・食・住を供するには実際不十分な賃金で雇用できれば、また適切な休憩と回復を阻害するほどの長時間にわたり労働させることができれば、あるいはあえて寿命を縮めるほどの危険・不衛生な条件を強いる事ができれば、その業種は明らかに対価を支払っていない労働力の供給をうけているのだ。」(Webb [1897] p. 751, 訳916-917頁)

国民経済の生産力は、労働力の円滑な再生産に依存しているが、そのためには、労働人口を一定の数と活力において長期的に維持する必要がある。ところが、こうした「寄生的産業」は、労働力の対価を支払うことなく、いたずらにそれらを枯渇させている。その意味で、「寄生的産業」は、社会全体の「国民的資源」に対しても「寄生」していることになるのだ。

こうした「寄生的産業」は、社会全体から見れば、あたかも「補助金」「輸出

奨励金」を受け取っているようなものである。本来、資本、労働といった生産要素は、競争を通じより効率的な産業に集中するはずである。だが、「もし、ある産業が補助金・奨励金を受けとる場合、これらの寄生体は、その真実の効率性からかけはなれて肥大化してしまう。こうして一国の資本、頭脳、肉体労働の分け前を、そうでない場合より多く使用し、その結果、総生産量は減少し、自立的産業の発展が長期的に抑制される」のである。こうして、「寄生的産業は、賃金稼得者の所得の一部を収奪し、また国民の活力の資源を枯渇させるだけでなく、実際には、国民産業のもっとも有利な配分を妨げ、それによって資本、能力、筋肉労働を、全体的に見て不生産的にするのである」（以上、Webb [1897] pp. 754-755, 訳921頁）。

ウェブが、「苦汗産業」を「国民的な産業能率の浪費」であると厳しく非難する所以である。だが、これらの「苦汗産業」は、児童・婦人を不規則に雇用し、しかも家内労働においては労働者どうしが分断されているため、有効な労働組合の結成が不可能である。ロンドン・ドック・ストライキにおけるように、強力な組合運動も展開されはしたが、その成果も長続きしなかった<sup>14)</sup>。とすれば、こうした「寄生的産業」の当事者による自発的な運動がこの問題を解決できる見込みはない。その打開策として提唱されたものこそ、ナショナル・ミニマムすなわち立法による全国規模での最低労働条件一律規制に他ならない。

「労働組合運動は、部門ごとの活動によって産業の寄生状態を撲滅する手段を供しえないが、コモン・ルールの方策の経済的効果の分析は、問題解決の方向を示唆している。既にみたように、一産業においてコモン・ルールが存在しない場合、企業間競争は、その産業全体が退化してしまうような手段の採用を促すものであった。だが、一産業全体にわたる、ある共通な最低水準の施行は、退化を防止するだけでなく、あらゆる点で産業能率を高める誘因になる。社会全体でもまた、規制がなければ、産業間の競争は、ある特定の部門において、国民全体に有害な雇用条件の発生・存続をもたらす傾向にある。その救済策は、このコモン・ルール概念を、一産業から社会全体に拡大し、ナショナル・ミニマムを規定することで、公共の福祉に反する条件のもとでは、いかなる産業の運営も、絶対に許さないことである。」（Webb [1897] pp. 766-767, 訳937-938頁）

ナショナル・ミニマムは立法によって推進されるという意味では、工場法の延長線上に構築されるべきものである。しかしながら、工場法は、依然として「不

完全」であるとウェッブはいう。なぜなら、工場法は、衛生条件と、労働時間とに適用されているにとどまっているから。したがって、「寄生的産業」の問題を解決するためには、こうした工場法を拡張して「一つの組織的な労働法典」にまで高めなければならないのである。しかも、そのナショナル・ミニマムの内容は、「労働時間」、「衛生条件」のみならず、「教育」、「賃金」にまで拡張されねばならないとウェッブはいう（以上、Webb [1897] pp. 767-768, 訳938-939頁）

まず、「教育」のナショナル・ミニマムについてみてみよう。すなわち、児童労働の問題である。

「工場法は、児童に関しては、かなり以前から幅広い称賛を得てきたが、それは単に人道的な根拠からだけでなく、社会の産業能率を積極的に増進させるものとしてでもあった。しかし、その『児童憲章』が、児童労働の寄生的使用を実際に全て防止するまでには、依然、多くのことがなされねばならない。児童は、11歳までは工場での雇用が禁止され、また13・14歳になるまでは、フルタイムの使用が禁止されているが、他の職種ではより低い年齢での雇用が許されている。・・・仮に、児童雇用に関する工場法が、連合王国のあらゆる職業に一律適用されたとしても、現行の年齢制限は寄生状態を防止するには、明らかに不適當である。」（Webb [1897] p. 769, 訳939-940頁）

こうした状況に対し、ウェッブは、就業可能年限の職種による例外規定の廃止、その年齢の16歳までの引き上げ、フルタイムでの就業可能年限の18歳までの引き上げ、およびそれまでの暫定措置としてのハーフタイム制の拡張を提唱する。教育それ自体が、将来の労働力の質を高めることはもちろん、労働市場からの児童労働の排除と成人労働者の雇用促進をもたらす、労働市場を健全化する効果も持つ。結果、社会的な労働力の質的向上と、最適配分が達成されるというわけだ。

（以上、Webb [1897] pp. 769-771, 訳940-942頁）

次に、「衛生のナショナル・ミニマム」について。イギリスにおいては、公衆衛生法および工場法によって、労働者の衛生・安全に必要な事項を整備する義務が雇主に負わされている。したがって、一見、衛生のナショナル・ミニマムは「法律に具体化されている」ように見える（以上、Webb [1897] pp. 771-772, 訳943-944頁）。だが、ウェッブはこうした見解を否定し、次のように主張する。

「しかし見かけに騙されてはならない。産業労働者の全集団は完全に工場法の外部にあることが分かるだろう。名目上、包摂されている部門でさえ、そ

の大部分はあれこれの方法で実質的には保護されていない。したがって、万人に対する衛生と安全のナショナル・ミニマムの確保どころではなく、現行の法律は、ただ賃金所得者の最強部門、特に炭鉱夫・綿工の雇用条件を保護するにあたって、実際に機能しているに過ぎない。他方、最弱な部門、とくに“苦汗業”の自宅労働者は、彼らが賃金・労働時間においてそうであるのと同程度、衛生においても圧迫を受けている。(Webb [1897] p. 722, 訳944頁)

衛生条件については、1802年の工場法以来、早くからの取り組みがあり、その適用範囲も次第に拡大されていったが、その実行となるとほとんど白紙状態である。しかも、こうした状況は工場法の規制が及ばない「寄生的産業」において最も深刻である。このような事態を打開するためには、法律の厳格な施行と、家内労働も含めたあらゆる業種への拡張を提唱する(以上、Webb [1897] p. 722, 訳944-945頁)。

次に、「労働時間」の問題、すなわち、「余暇と休息のナショナル・ミニマム」の問題に目を向ければ、「イギリス工場法はさらに一層不完全」であるとウェブはいう。

「婦人が週60時間以上の肉体労働をすることは、公共の政策に反することは50年来認められてきたことであり、この原理は既に法律に具体化されていると考えられている。しかし、ここでもまた最も圧迫を受けている階層 — 卸売被服業者のために昼夜働く婦人たち、商店やパブのカウンターに一日中立ちつくしている婦人たち — は法律の範囲から完全に除外されている。たとえ法律が適用されているところでも、それは最も窮迫している職業においてほとんど全く施行されていない。」(Webb [1897] p. 772, 訳945頁)

ここにおいても、家内労働は、全く法律の適用範囲から除外されている。しかも、法律が適用されている職種においても、その実施状況は極めて不十分である。さらに1847年の10時間法は、その対象を、児童・婦人のみに限り、成人男性労働者は除外されているのが現状であった。したがって、「余暇と休養のナショナル・ミニマム」は、全ての労働者を対象に、より厳格に実施されねばならないとウェブは主張する(以上、Webb [1897] pp. 772-773, 訳945-946頁)。

最後に「賃金のナショナル・ミニマム」について。

「しかし、衛生と余暇とはそれだけで、一国の労働者の健康と能率を維持し、



産業上の寄生を防止することはない。ちょうど雇主が婦人を長時間、不衛生な条件下で労働させることが公共の政策に反するように、健康維持に欠かさない食料・住居のためには不十分な賃金で雇用することも同じく公共の政策に反する。我々がいったんあらゆる雇主もそれ以下では工場の操業を許されない最低条件を規定し始めるならば、各種の賃金契約条項の間にも論理的な区別はできない。雇主から見れば、生産費の増大はどれも同じことだが、永続的な産業能率と国民の健康の維持に関わる経済学者・政治家にとっては、適切な食料は、適切な労働時間と十分な排水設備と同じく重要である。それゆえ完全な効果を発揮するためには、ナショナル・ミニマムの政策は賃金にも適用されねばならない。」(Webb [1897] p. 773, 訳946頁)

しかし、賃金という経済活動の最も基本的な領域に属する問題に政府が介入することに対し、大きな反対が予想される。これに対しウェブは、なんらかの公的当局が賃金を決定するという慣行が、すでにかかなりの程度採用されていると注意を促す。すでに述べたLCCにおけるモラル・ミニマムの施行もしかりである。確かに、当局は、いくらでも安い賃金で労働者を雇用できる。だが、産業能率という点から見れば、安価な労働はむしろ高くつくというのが、様々な経験を通じた一般的な結論となりつつあるのだ(以上、Webb [1897] p. 774, 訳946-947頁)。

最低賃金の水準は、その時々々の生活習慣に応じて労働者の健康維持のために必要とされる最低限に過ぎない。したがって、ナショナル・ミニマム以上の所得については、コモン・ルールの方策を通じた個々の労働組合運動によって自由に追求されるべき余地を残すものであった。第4章で確認したように、個々の産業におけるコモン・ルールの引き上げは、累積的に「産業進歩」を促し、個々の職業の生活水準の向上を可能にする。より高い生活水準が各産業に普及すれば、当然、それに牽引されてナショナル・ミニマムの水準も引き上げられていくことになる。

また、このことは「産業ピラミッドの底辺」の底上げを意味し、新たなレベルで、一国全体の産業能率向上の余地を生み出して行く。労働者間の「生存競争は絶えず、常により高い水準への機能的順応という形態をとり、各集団はいずれもその技術的能力を改善して、その地位を維持することに努め」、「産業進歩」の累積的な増進をもたらすというわけだ(以上、Webb [1897] pp. 790-795, 訳967-974頁)。

以上みてきたように、ウェブが提示した「教育」、「労働時間」、「衛生・安全」、「賃金」の4つのナショナル・ミニマムは、19世紀末の時点において、

それぞれ、初等教育法、工場法、公衆衛生法、LCCの公正賃金条項に、その先駆的形態をもっていたと言える。その意味で、ウェッブのナショナル・ミニマム論は、個々の要素をとってみれば、なんら新しい提案を含んでいるわけではない。しかも、それらの改革提案の内容もあくまで個別・具体的なものであった。だが、こうした個々の要素を一つのナショナル・ミニマムという改革原理にまで高めたことにこそ、ウェッブの独自性があるといえよう。

## 小括

以上、ウェッブのナショナル・ミニマムの形成過程とその内容について見てきた。ウェッブは「労働に関する王立委員会」におけるマーシャルからの批判を一つの契機に、「労働条件に関する立法的規制」と「産業進歩」との関連についての考察を深めていったことが分かる。「経済的自由」を主張するマーシャルに対し、ウェッブは一貫して挑戦し続けたのであった。ナショナル・ミニマムは、1892年における共同研究の開始に先立って、ピアトリスとシドニーとの間で掲げられた「抽象的経済学」への批判および「社会学」の構築という目標に対する、彼らの一応の到達点であった。

ロンドン改革をめぐるモラル・ミニマムについての知見の深まりを通じ、さらにはコモン・ルールの経済的効果の解明を理論的な到達点として、ウェッブは、ナショナル・ミニマムの施行が、「産業進歩」に有害ではなく、むしろ逆にそれを推し進める重要な制度機構たりうると主張したのであった。ここに、「レッセ・フェール」を否定し、市場経済への国家干渉を正当化していく理論的根拠をウェッブは得たのである。その意味で、彼らのナショナル・ミニマム論を、一種の「新自由主義」的社会立法として理解することも可能であろう。

## 注(第5章)

<sup>1)</sup> 安川[1993]参照。

<sup>2)</sup> Royal Commission on Labour [1893] 4255

<sup>3)</sup> 「労働に関する王立委員会」について、ピアトリスの日記(1893年12月24日)には次のように記されている。

「労働に関する王立委員会は巨大な策謀である。それは、ひと握りの論客に加えて、注意深く選び出された多様な労働側代表者(Labour men)、そして残りは無垢で単純な地主と資本家で構成されていた。ジェラルド・バルフォア、フレデリック・ポロック、アルフレッド・マーシャル、レオナード・コートニーらの論客は、委員会を思いのままにしていた。彼らは経済学の難問を浴びせて労働者を困らせ、反論することで不利な証拠を避け、当惑した報告者に対して経済学、歴史、哲学についての入念な理論を述べ立てていた。これは質問においても同じであった。シドニーは審問初日、かなり苦痛に満ちた一日を過ごした。彼は委員会の間違った信念にいらだっていたし、ちょっとしたゲームのように彼らを楽しませていた。彼の回答はよかったように読めるし、大いに称賛に値する。しかし、彼の作法には正すべきところがあり、このことで私の胸は痛んだ。チャールズ・ブース、ケイト・コートニー、ダグデイル婦人その他の一団も彼に耳を傾けていたが、彼らが論客に同意したように、はっきりと反対を示した。しかし、次の日には我が愛すべき少年は、優れた弁明をし、完璧なユーモアをもって反論していた。その日は、抽象的経済学についての1時間半にわたるジェラルド・バルフォアとの友好的な議論で幕を閉じた。それは聴くには良いが、せいぜい夕食後のおしゃべり向けであった。そして、公費を使用してまでなすべき質疑応答ではなかった」(Webb [1948] p. 40)。

彼女自身、後に回顧しているように、いささか「辛辣」(Webb [1948] p. 40)で感情的な表現であるが、それだけに王立委員会に望んだシドニーの心境をよく表していよう。

<sup>4)</sup> 藤井[1995] 93頁参照。

<sup>5)</sup> 「労働に関する王立委員会」において次のようなやりとりがあった。

(質問者)「とすれば、あなたは政府が標準最低賃金を決定することに反対ではないのですね。」

(シドニー)「公務員に関するかぎり確実に賛成です。さらにその模範が他の雇主に對してそれらをレベルアップすることになるならば、非常に嬉しいことです。」

(質問者)「・・・あなたは政府が賃金を決定することに賛成ですか、あるいはその点について何か言いたいことがありますか。」

(シドニー)「もし、労働者がそれを望むなら私にはなんら理論的な反対はありません。・・・」(Royal Commission on Labour [1893] 4480, 4481)

<sup>6)</sup> 厳密には、1802年法は「徒弟の健康および道徳に関する法律」という名称であり、「工場法」という名称を冠したものではない。むしろ、エリザベス期以降の「徒弟条令」

との連続性を有するものでもある。

だが、ハチンズ&ハリソン (Hutchins & Harrison [1926]) は、単なる名称ではなく、立法者の「動機と目的」が考慮されるべきだという視座から、1802年は、後の「工場法」と大いに連続していると整理している。石畑 [1960] も、こうした視座を詳細に検討した後、その結論をあらためて踏襲している。

<sup>7)</sup> Hutchins & Harrison [1926] p. 1, 訳1頁参照

<sup>8)</sup> 戸塚 [1966] 112頁参照。

<sup>9)</sup> Hutchins & Harrison [1926] p. 201, 訳202頁参照。

<sup>10)</sup> 梅根によれば、その具体的な数字は、1860年代で74・3%、1870年で68・0%であったとされている (梅根 [1968] 11頁)。

<sup>11)</sup> 19世紀末における初等教育の整備については、大田 [1992] に詳しい。

<sup>12)</sup> 小出 [1988] 参照。

<sup>13)</sup> 安保 [1987] 参照。

<sup>14)</sup> 『ロンドン・プログラム』 (1891年) において、シドニーは次のように述べている。

「しかし、大ドック・ストライキは大きすぎる犠牲をはらって得られた勝利に過ぎなかった。というのも、1890年の冬までに、彼らは獲得した自己防衛の力をほとんど全て喪失したからである」と (Webb [1891] p. 63)。

以上、初期ウェブの主要著作を素材に、彼らの社会改革をめぐる思考をたどってきた。彼らは19世紀末イギリスの具体的な歴史課題と格闘しながら、その解決の途を求めて、一つ一つその構想を積み上げて行ったのである。初期の彼らは一冊の著作に体系的構想を描くことはなく、その論点もあくまで個別的な次元にとどまっていたが、彼らを選び取ったトピックとそれらをめぐる彼らの思考と論理の中には、一貫した主張が込められていたように思われる。

彼らの構想の出発点になったシドニー初期論文は、これまで「社会主義の基礎理論」と理解され、「生産手段の公有化」と直結して理解されてきたが、むしろそこには彼ら独自の「市場経済」把握が隠されていたことが明らかになった。

「レント」の獲得をめぐる企業間の競争的淘汰によって「産業進歩」が永続的に推進されていく、とシドニーははっきり主張していたからである。こうした立論に際し、彼の念頭にあったことは、いわゆる「大不況期」イギリスにおいて物価の下落をともしつつ急速に進展した経済発展のプロセスと、その展開の方向性をひとまず理論的におさえておくことであり、このことが初期特有の社会改革構想の枠組みを確定することにもなった。

しかも、シドニー初期論文における「発展した産業社会」という概念には、個々の社会制度に関する具体的な主張を導出していった、彼ら特有の時代把握が示されていた。すなわち、ウェブは19世紀のイギリス社会の変化を、大規模生産・分業の進展、都市化といった歴史過程として把握し、これが19世紀末にかけて高度に進行した社会を「発展した産業社会」と概念したのである。「発展した産業社会」とは、膨大な生産力を有する潜在的に豊かな社会であると同時に、それを構成する個々人が生産活動、消費生活、都市生活といったあらゆる面にわたって密接な相互依存関係を結んでいる組織化された社会でもある、というのがウェブの基本的な経済社会認識であった<sup>1)</sup>。

したがって彼らの社会改革構想も、こうした認識に規定され、明確な方向付けがなされる。「発展した産業社会」の構成員である人間は、今や産業社会の組織・規律に従属しており、旧来の「独立生産者」的な自由は望めない<sup>2)</sup>。ところが、こうした旧式の自由への固執も根強かった。ウェブはこれを「個人主義」と強く批判し、それが二つの意味で有害であると述べた。第一に、それは産業社会の組織・規律を破壊し、「効率」を低下させてしまう。したがって、ウェブは「個人主義」に対して、「文明」を逆行させようとするアナクロニズムに他な

らない、と厳しく批判した。第二に、「個人主義」は「不平等な単位からなる社会では強制と同じである」<sup>3)</sup>、すなわち一部の排他的利害のもとに他者を犠牲にする「非民主的」行為であると。

「発展した産業社会」における「自由」は、「個人主義」によっては実現できない。残された道は、産業社会の組織・規律をいったん受け入れた上で、「個々人が失ったものを集団的に (collectively) 取り戻す」ことにあるとウェッブは考えた<sup>4)</sup>。このことによって初めて「発展した産業社会」にふさわしい「高次の自由」(Webb [1898] p. 253) が確立されるからである。ここでいう「高次の自由」とは、「個々人の能力を最大限に発展させうる」自由のことである<sup>5)</sup>。いわゆる「積極的自由」<sup>6)</sup>に近い概念と理解できようが、むしろそれが発揮できる「条件」に着目するウェッブは、豊かな人間生活の実現に向けた具体的方策を模索していったのである<sup>7)</sup>。

ウェッブ、特にシドニーは、マーシャル『経済学原理』の公刊に際し、そこに自らの初期論文における富裕実現の方向性が精緻化されていくのを認め、その限りで「それ〔『経済学原理』〕は道を示している」と高く評価した。だが同時に、マーシャルは「道を進んでいない」と見た彼らは、独自の道を歩むことになる。すなわちそれは、従来の「経済学」が軽視してきた「社会諸制度の研究」のことであった。以後、彼らは続けざまに、協同組合運動、都市政府、労働組合運動をめぐる著作を執筆していった。こうして彼らは、19世紀後半における「コレクティヴィズム」の台頭を鋭く見抜き、豊かな人間生活の実現にむけてそれを活用していこうとしたのであった。

すでに19世紀末のイギリスにおいて、協同組合、労働組合、都市自治体は、「旧自由主義」的な社会改良の流れの中であいついで合法化され、ある程度自由な活動を繰り広げるまでに発展してきていた。こうした状況をふまえてウェッブは、ひとまず運動の内部に批判の目を向けた。「コレクティヴィズム」の内部においても、生産者組合運動、「旧」労働組合主義などにみられるように、「効率」を低下させ、排他的利害に固執する「個人主義」的思考が根強く残っていたからであった。他方、消費者組合、都市政府、「新」労働組合主義といった新しい運動原理に拠れば、「効率」は向上し、その成果を産業社会の構成員全体で幅広く享受できると捉えたばかりでなく、さらにウェッブは、消費者によるコレクティヴィズム(消費者組合、都市政府)と、労働者によるコレクティヴィズム(「新」労働組合主義)とが互いに連携すべきであると主張した。これらの社会諸制度は、全てが有機的に関連して発展することで、初めて、消費・労働生活を網羅した豊かな人間生活を実現しうるものと構想されていたのである。

初期ウェブの社会改革構想における一貫した主張とは、こうした意味で、人間生活における生産・享受の全体を包括する「効率」の追求であったと言えよう。シドニー初期論文に明らかなように、初期のウェブは、19世紀末の経済状況をふまえた上で、「市場経済」を中心とした競争的淘汰によって「産業進歩」の推進が基本的には可能である、と考えていた。他方で、消費者組合、都市政府には非営利的な事業経営が課せられるが、その底には「効率」という観点からの実践的判断があった。「市場」と消費者組合・都市政府は相互に連携して発展していくことになる、と展望されていたのである。

さらに、「コレクティヴィズム」の一層の発展のためには、地方政府の権限拡大（事業運営権、地方税課税権）、「労働条件の立法的規制」など、外的な条件整備が必要なこともウェブは見逃さなかった。だが、これらの要求は、「旧自由主義」が旨とする「財産権」、「契約の自由」に抵触する側面を有していた。しかも、マーシャルに代表されるように、こうした要求は生産力発展を阻害するという批判が根強かった。ウェブは、当初からその方向性においてマーシャルと類似した「産業進歩」論を有しつつ、数年にわたりその構想を練りあげ、「ナショナル・ミニマム」という改革原理を打ち出すことで、これがむしろ社会全体の生産力向上に貢献すると主張したのであった。「市場経済」を基本とした社会においては、その十全な機能の発揮のために一定の国家干渉が必要であるとする彼らの「ナショナル・ミニマム」は、この限りでも「新自由主義」的社會立法の画期として改めて評価されてよいと思われる。

しかもこうした「コレクティヴィズム」の進展の中で、それを支える個々人にも、一定の主体的要件が求められ、またそれが育成されることになる、とウェブは考えた。これには、消費者組員・市民として、および労働者・生産者としての2つの側面があった。消費者組員・市民として求められる主体的要件とは、「代議制自治」の構成員としてのそれである。つまり、代表者を選出する際に共同体の利益推進という見地から、結果的に自己の利益をも獲得し、しかもその代表者の職務を有効に監視しうる知見を備えた「市民」のことである。個々人の「市民」としての資質は、都市自治体の選挙民のみならず消費者組合の組員としても、十分に訓練されうるというのがピアトリスの主張であった。さらに、労働者・生産者としては「機能的順応」すなわち「能力・欲望の程度および複雑さの増進への個々人の順応」が求められる。このことは、消費者組合の「有給役員」にすでに体现されているだけでなく、「新」労働組合主義を通じて一般の労働組員にも普及していくと予測される。ウェブは、「機能的順応」のためには、より豊かな生活水準という「物質的基盤」と、「競争」という「精神的刺激」の

両者が必要であると述べていた。他方で、ウェッブは消費者組合・都市政府などの非営利組織においては、「利潤原理」によらずとも、個々人が「機能的順応」を果たし、「効率」化を達成し、「市民」として「進歩」していくと見なした。

ウェッブは、「発展した産業社会」にふさわしい「高次の自由」の実現を一貫して模索し続けたのであった。その内容を「個々人の能力を最大限に発揮しうる」自由と捉らえた彼らにあって、豊かな人間生活の実現が不可欠であった。いったん、生活の豊かさが確保されれば、個々人は自ずと「能力の発揮」に向けて「進歩」を開始する。このことが再び、社会全体の「効率」を引き上げ、人間生活を向上させる。「効率」と「進歩」とのこうした循環的な運動が累積的に進行する状態をウェッブは「高次の自由」とみなし、「コレクティヴィズム」をその実現手段として活用していったのであった。

本論文の冒頭で指摘しておいたように、中・後期のウェッブは自らの構想から「市場経済」を退け、「産業コントロール」をその前面に掲げ、「混合経済」、さらには「ロシア社会主義」へと傾斜していくことになる。こうした表面的な事実にも着目するならば、ウェッブの社会改革の歩みは「社会主義」へのそれであったという解釈も成り立ちうるかのように見える。だが本論文で明らかにした、初期ウェッブの主張をふまえれば、中期、後期をめぐる理解も自ずと異なってこよう。彼らにあっては、「進歩」と「効率」を循環的に達成しうる「高次の自由」こそが一貫した目標であったのであり、「市場」か「計画」かといった問題についても、超越的なイデオロギーに拘泥することなく、具体的現実をふまえつつ実践的な見地から判断を下していった、と理解することが出来るからである。すなわち、19世紀末イギリスにおける飛躍的な経済発展を前にした初期においては「市場」こそが「効率」的と判断されたが、第1次世界大戦における計画経済の経験、大恐慌期イギリスの経済混乱を通過した中・後期においては、同じ「効率」という視点から、むしろ「市場」に対する「計画」の優越性が積極的に評価され、活用されていくことにもなる。その意味では、「効率」と「進歩」を円環的に達成しうる「高次の自由」の実現をめざすウェッブの思想の核心は、生涯、一貫して保持され続けた、と捉え直すことが出来るのである。



## 注(結語)

<sup>1)</sup> 19世紀を通じたイギリス経済社会の変化についてウェブは以下のように述べていた。

「我々が、イングランドを社会民主主義へと転換させるためには、産業革命によってもたらされた変化を率直に受け入れなければならない。その変化とは、工場制度、大都市の大人口、近代文明の精緻な差別・複雑化、労働者の市民への従属、コミュニティへの個々人の従属のことである。」(Webb [1898] p. 265)

19世紀末という時代は、イギリス経済史に即して言えば第二次産業革命にあたる。だが、ウェブにはこうした歴史段階区分はなく、18世紀末以来の「産業革命」が19世紀を通じて量的に拡大したものと把握されていることに特徴があろう。

<sup>2)</sup> 『近代産業の諸問題』(1902年版)の序文においてウェブは次のように述べていた。

「約25年前すなわちジェファーソンとアダム・スミスが著述していた時代においては、物事の普通の状態は、全ての者が適切な方法で、“自分自身の主人”になることであった。経済活動は、賃金、サラリーとは区別された意味での利潤の獲得に動機付けられた人間によって大部分がなされていた。さらに、価値は独立生産者どうしの財・サービスの相互交換によって決定されるということが、一つの科学的真実とみなされていた。古典派経済学は、まさにこれらの前提を基礎にしていたのだ」(Webb [1902] p. vi)。

このことは「個人主義」あるいは古典派経済学が前提する世界が、ウェブのいう「産業革命」以前の世界であったこと、つまり「独立生産者」による小規模な生産単位を主力とし、経済主体の間の組織的な結びつきが極めて弱い時代であったことを力説するウェブの歴史認識を物語っている。古典派経済学はあくまで一時代前の旧式の学説であり、19世紀末の「発展した産業社会」にあっては、有効な改革思想たりえないとウェブは主張したのであった。

「もし自由というものが、各人が自己の主人であって自らのほしいままに行動する自由を意味するならば、それは明らかに民主制その他いかなる政治形態とも整合しえないだけでなく、稠密な集団への人口集中、分業さらに文明自体とさえ整合しない」(Webb [1897] p. 847, 訳1039頁)。

<sup>3)</sup> 全文を引用すればこうである。「特定の個人、団体、階級によって使用される“契約の自由”、“結社の自由”、“企業の自由”という言葉が通常意味するのは、彼らがたまたま所有することになった権力を行使する機会の自由ということである。言い換えれば、他のより無力な人々を自らの言う通りに従わせる自由ということなのだ。この種の個人的自由とは、不平等な単位からなる社会においては強制と同じである」(Webb [1897] p. 847, 訳1039頁)。

<sup>4)</sup> 「文明と進歩の世界においては、誰も自分自身の主人たることはできない。しかし、

近代社会において、個々人が自己の生活に対する支配権を喪失することが不可避であるという事実そのものが、個々人が失ったものを集団的に取り戻そうとする希望を、彼らに抱かせるのである」(Webb [1897] p. 850, 訳1043頁)。

<sup>5)</sup> 「我々は“リパティ”、“フリーダム”という言葉を用いて、自然的・不可侵の権利の量的な大きさとしてではなく、実際に個々人の能力を最大限に発展させようとするような、社会における生存の条件であると理解する」(Webb [1897] p. 847, 訳1040頁)。

<sup>6)</sup> このことは、「問題の所在」で紹介したノーラン[1988]による、ウェップとグリーンらの「新自由主義者」との類似性の指摘を裏付けるものであろう。

<sup>7)</sup> 「生活が自らの利得を求める終りなき苦闘であるかぎり — それが貧困との気が滅入る闘いである間はより一層そうであるが — 他者への同感、知識、芸術および宗教をめぐる能力を発展させるための自由な時間やエネルギーは残されない」(Webb [1897] p. 849, 訳1041-1042頁)

## 参照文献

- 阿部悦生 [1993] 『大英帝国の産業覇権—イギリス鉄鋼企業興亡史—』 有斐閣
- 相沢与一 [1978] 『イギリスの労使関係と国家』 未来社
- 安保則夫 [1987] 「貧困の発見—チャールズ・ブースのロンドン調査をめぐる—」 『経済学論究』 41巻3号
- 有賀貞・大下尚一編 [1996] 『新版：概説アメリカ史：ニューワールドの夢と現実』 有斐閣選書
- Backstrom, P. N. [1963] 'The Practical Side of Christian Socialism in Victorian England,' Victorian Studies, vol. VI, No. 4.
- Beer, Max. [1929] History of British Socialism, Vol. II, G. Bell and Sons, Ltd. (マックス・ベア著『イギリス社会主義史(四)』大島清訳, 岩波文庫, 昭和50年)
- Beveridge, W. [1952] 'Introduction' to M. I. Cole. (ed.), Beatrice Webb's Diaries: 1912-1924, Longmans, Green and Co.
- Booth, Alan. & Pack, Melvyn. [1985] Employment, Capital and Economic Policy; Great Britain 1918-1939, Basil Blackwell.
- Briggs, Asa. [1968] Victorian Cities. Penguin Books.
- Bruce, Maurice. [1961] The Coming of Welfare State, (1st ed. 1961), 3rd ed. 1967, Rep. 1974, B. T. Batsford Ltd. (M. プルース著『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途—』秋田成就訳, 法制大学出版局, 1984年)
- Byrne, Tony. [1981] Local Government in Britain, Penguin Books.
- Cain, P. J. & Hopkins, A. G. [1986] 'Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas; I. The Old Colonial System, 1688-1850,' Economic History Review. Vol. XXXIX, No. 4. (P. J. ケイン, A. G. ホプキンス著『ジェントルマン資本主義と大英帝国』竹内幸雄・秋田茂訳, 岩波書店, 1994年, 3-50頁)
- Cain, P. J. & Hopkins, A. G. [1987] 'Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas; II. New Imperialism, 1850-1945,' Economic History Review, Vol. XL, No. 1 (前掲訳書, 51-102頁)
- Clegg, H. A., Fox, Alan. & Thompson, A. F. [1964] A History of British Trade Unionism since 1889, Rep. 1977, Clarendon Press.
- Cole, G. D. H. [1928] The Payment of Wages; A Study in Payment by Result under The Wage System, George & Unwin Ltd.
- Cole, G. D. H. [1944] A Century of Co-operation, George & Unwin Ltd. (G. D. H. コール著『協同組合運動の1世紀』中央協同組合学園・コール研究会訳, 家の光協会, 1975年)
- Cole, G. D. H. [1948] A Short History of the British Working Class Movement 1789-1947, Rep. 1952, George & Unwin Ltd. (G. D. H. コール『イギリス労働運動史 I・II・III』林健太郎, 河上民雄, 嘉治元郎訳, 岩波現代叢書, 1952年)
- Cole, G. D. H. [1950] Socialist Economics, Victor Gollancz Ltd. (G. D. H. コール『社会

- 主義経済学』名和統一・小川喜一訳，岩波現代叢書，1952年)
- Cole, M. I. (ed.) [1952] *Beatrice Webb's Diaries : 1912-1924*, Longmans, Green and Co.
- Court, W. H. B. [1954] *A Concise History of Britain from 1750 to Recent Times*, Cambridge University Press. (W. コート『イギリス近代経済史』矢口孝次郎監修，荒井政治，天川潤次郎訳，ミネルヴァ書房，1957年)
- Dahrendorf, R. [1995] *L S E: A History of the London School of Economics and Political Science 1895-1995*, Oxford University Press.
- Daunton, M. J. [1988] 'Urban Britain,' in T. R. Gourvish & Alan O' Day (eds.) *Later Victorian Britain*, MacMillan Education.
- Davis, John. [1988] *Reforming London, The London Government Problem 1855-1900*, Clarendon Press.
- 出水和夫 [1973] 「イギリスにおける綿工業の成立とその労使関係」『和光経済』7巻2号
- Dobb, M. [1946] *Studies in the Development of Capitalism*, Routledge & Kegan Paul Ltd. (M. ドップ『資本主義発展の研究』I・II，京大近代史研究会訳，岩波現代叢書，1954年)
- Duffy, A. E. P. [1961] 'New Unionism in Britain, 1889-1890: A Reappraisal,' *Economic History Review*, Vol. XIV, No. 2.
- 江里口拓 [1994] 「ウェブ夫妻における“産業進歩”と労働組合」『経済論究』89号
- 江里口拓 [1995-a] 「ウェブ夫妻の労働組合論の歴史的背景について」『経済論究』91号
- 江里口拓 [1995-b] 「ウェブにおける労働組合運動改革論と社会立法—『産業民主制論』における“合同”から“連合”への提唱を中心に」『経済論究』92号
- 江里口拓 [1996-a] 「ウェブの社会改革構想の形成と『ロンドン・プログラム』—シドニーの都市改革構想を手がかりに—」『経済論究』94号
- 江里口拓 [1996-b] 「ウェブにおける労働組合運動論と社会改革構想」『経済学史学会年報』34号
- 江里口拓 [1997] 「ウェブのナショナル・ミニマム論の形成過程—歴史的背景にてらして—」『愛知県立大学文学部紀要（社会福祉学科編）』46号
- Fox, P. W. & Gordon, H. S. [1951] 'The Early Fabians : Economists and Reformers,' *Canadian Journal of Economics and Political Science*. Vol. XLII.
- 藤井透 [1995] 「コンベンショナル・ミニマム，モラル・ミニマム，ナショナル・ミニマム—『産業民主制論』の形成—」『仏教大学総合研究所紀要』2号
- 藤井透 [1996] 「ウェブ夫妻の労働組合主義研究の1段面—頭脳労働者の役割をめぐって—」経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』第6章，思文閣出版
- 藤澤益夫 [1972] 「ナショナル・ミニマムの理論と政策 (1)」『三田商学研究』15巻2号
- 藤澤益夫 [1980] 「ナショナル・ミニマム思想とその系譜」『社会保障講座 1 社会保障の思想と理論』総合労働研究所
- 藤田暁男 [1991] 「マーシャル経済学における企業組織と協同組合」『経済と経営』21巻4号
- 藤田哲雄 [1975] 「19世紀末ロンドンにおける“土地問題”」『社会経済史学』41巻4号

- 福井幹彦 [1972] 「イギリス製鉄業における労使関係の研究—団体交渉の成立とその展開」『立教大学経済学論叢』6号
- 福井幹彦 [1980] 「独占形成期イギリスにおける労働・技術・管理—内部請負制度廃止を中心として—」『松商学園短大論叢』29号
- 福永知全 [1985] 「ウェッジ夫妻の産業民主制論—経済的側面を中心にして—」『西洋史学報』11号
- 福永知全 [1986] 「19世紀末のロンドン州 (County of London) における政治改革」『史学研究』171号
- Gamble, Andrew. [1981] Britain in Decline: Economic Policy, Political Strategy and the British State, 2nd ed., Macmillan. (ギャンブル著『イギリス衰退100年史』都築忠七・小笠原欣幸訳, みすず書房, 1987年)
- Gordon, Scott. [1973] 'The Wage Fund Controversy: The Second Round,' History of Political Economy, Vol. 5, No. 1.
- 後藤一郎 [1972] 『イギリス地方自治制度論』敬文堂
- Gurney, Peter. [1996] Co-operative Culture and the Politics of Consumption in England, 1870-1930, Manchester U. P.
- 土生芳人 [1971] 『イギリス資本主義の発展と租税』東京大学出版会
- Hall, Peter. [1982] Urban and Regional Planning, 2nd. ed, David & Charles.
- Harrison, Royden. [1981] 'The Webbs as Historians of Trade Unionism,' in Samuel, R. (ed.) Peoples History and Socialist Theory, Routledge & Kegan Paul.
- Harrison, Royden. [1992] 'Beatrice Potter and Robert Owen,' in Chushichi Tsuzuki (ed.) Robert Owen and the World of Co-operation, Robert Owen Association of Japan, University of Tokyo Press.
- Hassan, J. A. [1985] 'The Growth and Impact of the British Water Industry in the Nineteenth Century,' Economic History Review, Vol. XXXVIII, No. 4.
- Hobsbawm, Eric J. [1964] Labouring Men: Studies in the History of Labour, (1st ed. 1964), Rev. 1967, Anchor Books. (E. J. ホブズボーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳, ミネルヴァ書房, 1968年)
- Hobsbawm, Eric J. [1968] Industry and Empire, Penguin Books. (E. J. ホブズボーム著『産業と帝国』浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳, 未来社, 1984年)
- Hoffman, W. [1955] British Industry: 1700-1950, Basil Blackwell.
- 本位田祥男 [1971] 「ロバート・オウエンと協同組合」ロバート・オウエン協会編『ロバート・オウエン論集』家の光協会
- Hopkins, Eric. [1995] Working-Class Self-Help in Nineteenth-Century England, UCL Press.
- Hutchins, B. L. & Harrison, A. [1926] A History of Factory Legislation, 3rd ed. (1st Published 1903), Reprinted by Frank Cass & Co. LTD. (ハチンズ, ハリソン『イギリス工場法の歴史』大前朔郎, 高島道枝, 石畑良太郎, 安保則夫訳, 新評論, 1976年)
- Hutt, Allen. [1962] British Trade Unionism: A Short History 1800-1961, Lawrence &

- Wishart Ltd. (アレン・ハット著『イギリス労働運動史』塩田庄兵衛訳、理論社、1956年)
- 池田清 [1962] 『政治家の未来像—ジョセフ・チェンバレンとケア・ハーディー』有斐閣
- 生田靖 [1986] 「日本の生協運動とウエップ夫妻の「消費組合運動」論」『商学論集』31巻、3・4・5号
- 犬童一男 [1968] 「ロンドンにおける都市社会主義—その比較論的位置付けの試み」『思想』12月号
- 石畑良太郎 [1960] 「イギリス1802年工場法における立法者意識の問題点」『一橋論叢』44巻6号
- 石井宣和 [1972] 「“営業の自由”とコンスピラシー」高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開；2、行政・労働と営業の自由』東京大学出版会
- 伊東勇夫 [1992] 『協同組合思想の形成と展開』八朔社
- 伊藤修一 [1984] 「「ロッヂデール原則」の形成と公正先駆者組合」全国農協中央会編『協同組合奨励研究報告』10
- Jefferys, J. B. [1970] The Story of the Engineers; 1800-1945, Johnson Reprint Co.
- Jones, D. C. [1975] 'British Producer Cooperatives and the Views of the Webbs on Participation and the Ability to Survive,' Annals of Public and Co-operative Economy, Vol. 46, No. 1.
- Jones, Kathleen. [1994] The Making of Social Policy in Britain 1830-1990, 2nd ed., Athlone Press.
- 榎原朗 [1976] 『イギリス社会保障の史的研究』法律文化社
- 河合栄治郎 [1931] 「フェビアン社会主義の経済理論」『経済学論集』東京大学、4月号（『河合栄治郎著作集』全5巻、社会思想研究会、昭和43年に再掲）
- 木村正身 [1978] 「フェビアン社会主義の社会政策思想」『経済論叢』51巻、3・4号
- Koot, Gerald M. [1987] English Historical Economics, 1870-1926; The Rise of Economic History and Neomercantilism, Cambridge University Press.
- 古賀比呂志 [1997] 『英国機械産業労使関係史；職業保護政策の形成と1852年のロック・アウト』上巻、御茶の水書房
- Kurer, Oskar. [1991] 'John Stuart Mill and the Welfare State,' History of Political Economy, Vol. 23, No. 4.
- 栗田健 [1978] 『増補イギリス労働組合史論』未来社
- 熊谷次郎 [1994] 『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所 1820年～1932年—』ミネルヴァ書房
- 熊沢誠 [1970] 『産業史における労働組合機能』ミネルヴァ書房
- 小出伸夫 [1988] 「1880年雇主責任法の意義と限界—“経済的抑止”論とその効果—」『季刊労働法』147号
- Labour, Keith. [1992] A History of British Trade Unionism c. 1770-1990, Alan Sutton.
- Lewis, Jane . [1991] 'Beatrice Webb 1858-1943' in Women and Social Action in Victorian and Edwardian England, Edward Elgar Publishing Limited.

- Lewis, Jane. [1995] 'Social Facts, Social Theory and Social Change: the Ideas of Booth in Relation to those of Beatrice Webb, Octavia Hill and Helen Bosanquet,' in Englander, David. & O' Day, Rosemary. (eds.) Retrieved Riches : Social Investigation in Britain 1860-1914, Scolar Press.
- Lilley, Samuel [1965] Men, Machines and History, Lawrence & Wishart LTD. (S. リリー 著『人類と機械の歴史』伊藤新一・小林秋男・鎮目恭夫訳, 岩波書店, 1968年)
- McBriar, A. M. [1962] Fabian Socialism and English Politics:1884-1914, Cambridge University Press.
- Mackenzie, Norman. (ed.) [1978] The Letters of Sidney and Beatrice Webb;Vol. I, Apprenticeships 1873-1892, Cambridge University Press.
- Mackenzie, Norman & Jeanne[1977] The First Fabians, Weidenfeld & Nicolson. (N&J・マッケンジー著『フェビアン協会物語』土屋宏之・太田玲子・佐川勇二訳, ありえす書房, 昭和59年)
- Mackenzie, Jeane. [1979] A Victorian Courtship : The Story of Beatrice Potter and Sidney Webb, Weidenfield & Nicholson.
- 前川喜一 [1965] 『イギリス労働組合主義の発展』ミネルヴァ書房
- Marsh, A. & Ryan, V. [1984] Historical Directory of Trade Unions, Vol. 2, Gower.
- Marshall, A. [1889] 'Co-operation,' in A. C. Pigou. (ed.), Memorials of Alfred Marshall, Kelly & Millman, 1956.
- Marshall, A. [1961] Principles of Economics, 2vols, 9th (variorum) ed., with annotations by C. W. Guillebaud, Macmillan. (マーシャル著『経済学原理』馬場啓之助訳, 東洋経済新報社, 昭和40年)
- Matthews, Derek [1986] 'Laissez-faire and the London Gas Industry in the Nineteenth Century : Another Look,' Economic History Review, Vol. XXXIX, No. 2.
- 松井名津 [1993] 「J. S. ミルにおける雇用関係廃棄論と労働観」『経済評論』42巻5号
- 松村高夫 [1983] 「ヴィクトリア中期の生産協同組合運動」『ロバート・オウエン協会年報』8
- Mayr, Otto & Post, Robert C. [1981] Yankee Enterprise;The Rise of the American System of Manufactures, Smithsonian Institution. (オットー・マイヤー, ロバート・ポスト編『大量生産の社会史』小林達也訳, 東洋経済新報社, 1984年)
- Mitchell, B. R. & Deane, P. [1971] Abstract of British Historical Statistics, Cambridge University Press.
- Mitchell, B. R. [1980] International Historical Statistics; I, European Historical Statistics, 1750-1975, Macmillan Press. (B. R. ミッチェル編『マクミラン世界歴史統計 I ヨーロッパ編, 1750-1975』中村宏監訳, 原書房)
- 茂木一之 [1977] 「イギリスミュール型紡績工場の跛行的技術発展と職場労働力構成—生産技術の変革と『熟練』—」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』13号
- 毛利健三 [1990] 『イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期—』東京大学出版会
- 森健資 [1988] 『雇用関係の生成』木鐸社
- 森健資 [1994] 「雇用と団結 (1)」『経済学論集』60巻2号

- 森本義輝[1978]「トーニーのウェッブ論」『イギリス社会経済史—R・H・トーニー史学の展開—』時潮社
- Morton, A. L. & Tate, George. [1956] The British Labour Movement 1770-1920, A History, Lawrence Wishart. (A. L. モートン, G. テイト『イギリス労働運動史』古賀良一訳, 法政大学出版局, 1970年)
- Muggeridge, Kitty. & Adam, Ruth. [1967] Beatrice Webb - A Life 1858-1943. Secker & Warburg.
- 村岡健次・木畑洋一[1991]『イギリス史3—近現代—』山川出版社
- 永澤越郎[1992]「マーシャルの競争, 協同, 連合および独占論」『上智経済論集』38巻1・2号
- 中川雄一郎[1984]『イギリス協同組合思想研究』日本経済評論社
- 中川雄一郎[1987]「キリスト教社会主義とB・ウエッブ」(白井厚監修『協同組合論の新地平』日本経済評論社, 第2章に所収)
- 中川雄一郎[1990]「「産業および貯蓄組合法」の成立と生産者協同組合運動の展開」『ロバート・オーウェン協会年報』15
- 中久保邦夫[1986]「初期協同組合運動と経済学者」全国農協中央会編『協同組合奨励研究報告』12
- 中山章[1988]『イギリス労働貴族—19世紀におけるその階層形成—』ミネルヴァ書房
- 名古忠行[1987]『フェビアン協会の歴史』法律文化社
- 西岡幹雄[1984]「マーシャルの企業者論—その形成過程と「利潤分配制」—」『経済学論叢』同志社大, 33巻, 2・3・4号, 3月
- 西岡幹雄[1997]『マーシャル研究』晃洋書房
- 西沢保[1988]「アシュリー, ヒューインズ, “イギリス歴史学派”をめぐって」『経済学雑誌』89巻, 3・4号
- 西沢保[1990]「古典派経済学の衰退と“イギリス歴史学派”」田中敏弘編『古典派経済学の生成と展開』日本経済評論社, 1990年
- 西沢保[1991]「アシュリー, マーシャルによる経済学・商学教育の制度化」『経済研究』一橋大学, 42巻, 2号
- 西沢保[1992]「“企業者失敗”とイギリス経済学」『経済研究』43巻, 1号
- 西沢保[1994]「イギリス経済衰退の奇跡—思想と制度の膠直性—」『経済研究』一橋大学, 45巻, 4号
- Nolan, Sister Barbara E. [1988] The Political Theory of Beatrice Webb, AMS Press Inc.
- Nord, D. F. [1985] The Apprenticeship of Beatrice Webb, London, Macmillan.
- 小笠原浩一[1987]「イギリス労使関係史における調停, 仲裁制度—1870~90年代の炭鉱業の場合—」『社会経済史学』53巻4号, 10月
- 小笠原浩一[1995]『“新自由主義”労使関係の原像—イギリス労使関係政策史—』木鐸社
- 大前朗郎[1975]『社会保障とナショナル・ミニマム』ミネルヴァ書房, 増補版, 1991年
- 大前眞[1994]「ピアトリス・ポッター(ウェッブ)と政治経済学」『経済学論叢』同志

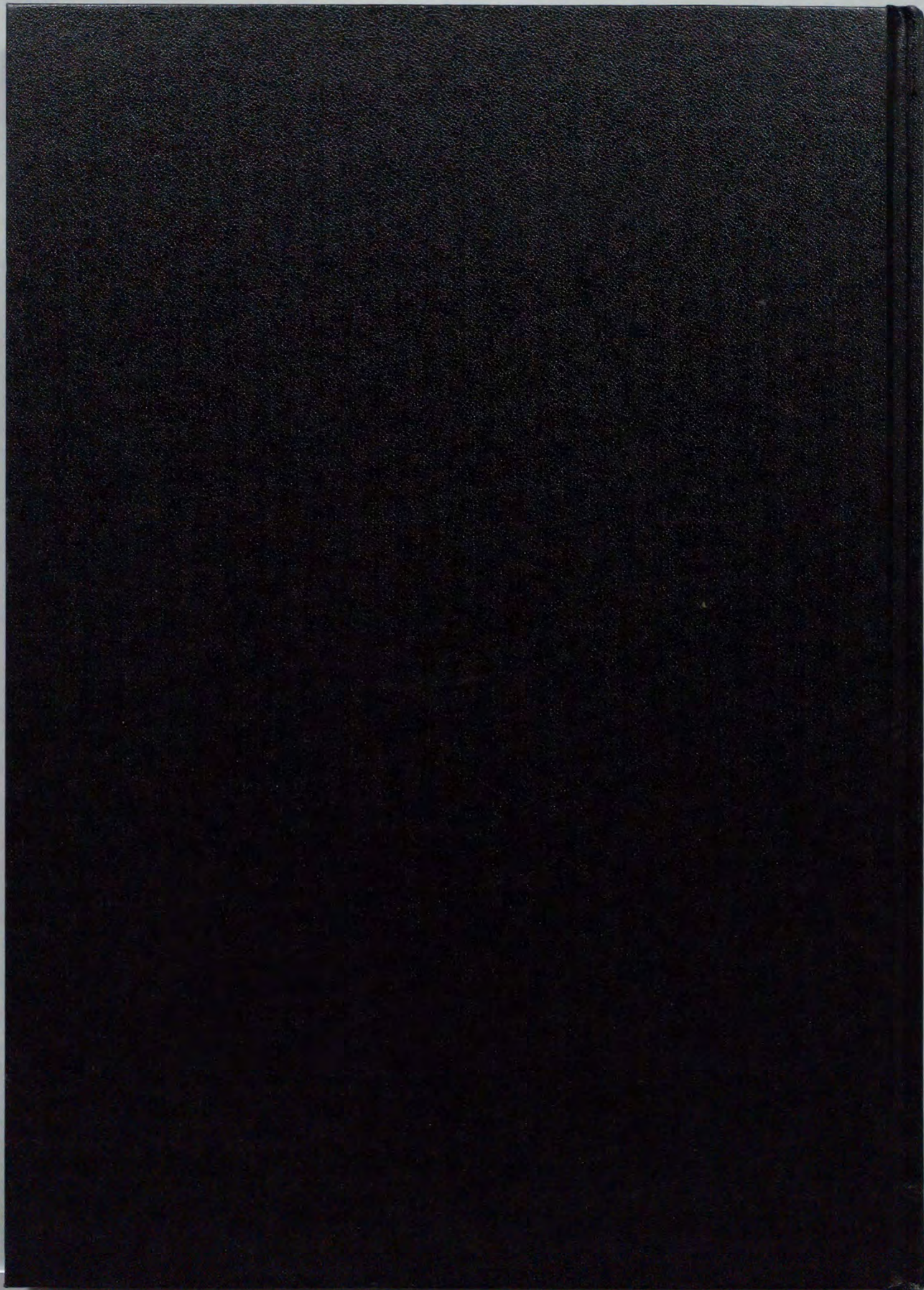


- 社大学, 45巻, 3号
- 大阪市立大学 [1985] 大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市, 1, ロンドン』東京大学出版会
- 大沢真理 [1986] 『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会
- 大田直子 [1992] 『イギリス教育行政制度成立史: パートナーシップ原理の誕生』東京大学出版会
- 岡真人 [1975] 「S. ウェップにおける‘都市社会主義’—“ロンドン・プログラム”を中心に—」『一橋論叢』73巻, 6号
- 岡真人 [1978-a] 「ウェップ夫妻の社会主義像試論—第一次大戦直後の確立期における『大英社会主義国の構成』を中心に—」社会思想史学会編『社会思想史研究』2号
- 岡真人 [1978-b] 「ウェップ夫妻における社会主義と共産主義—確立期の『大英社会主義国の構成』と晩年期の『ソヴェト・ Kommunismus』との関連について—」『一橋論叢』80巻, 4号
- 岡真人 [1980] 「G. D. H. コールにおけるギルド社会主義像の成立」『一橋論叢』82巻, 3号
- 岡田与好 [1976] 「自由放任と社会改革—“19世紀行政革命”論争に寄せて」『社会科学研究』東京大学, 27巻, 4号
- 小野塚知二 [1989] 「労使関係におけるルール(上)—19世紀後半イギリス機械産業労使関係の集団化と制度化(1)—」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所, 1巻3号, 11月
- 小野塚知二 [1990] 「労使関係におけるルール(中)」『社会科学研究』41巻, 5号
- 尾崎邦博 [1995] 「ウェップ夫妻とフェビアンイズムの政治経済学」『経済科学』43巻, 1号
- Pease, E. R. [1925] *The History of the Fabian Society*, George Allen & Unwin.
- Pelling, Henry. [1992] *A History of British Trade Unionism*, Penguin Books Ltd. (1st ed. 1963) (ヘンリー・ペリング著『新版・イギリス労働組合運動史』大前朔郎・大前真訳, 東洋経済新報社, 昭和57年)
- Pollard, Sidney. [1965] 'Trade Unions & the Labour Market' *Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research*, Vol. 17, No. 1.
- Pope, Rex. [1989] *Atlas of British Social and Economic History since c. 1700*, Routledge. (レックス・ポウプ編『イギリス社会経済史地図: 1700年から現代まで』米川伸一・原剛訳, 原書房, 1991年)
- Potter, Beatrice. [1891] *The Co-operative Movement in Great Britain*, Swan Sonnenschein & Co., Rep. 1897, Gower. (ビアトリス・ポッター著『消費組合発達史論』久留間鮫造訳, 大原社会問題研究所, 大正14年)
- Powell, David. [1992] *British Politics and the Labour Question, 1868-1990*, MacMillan.
- Radice, L. [1984] *Sidney and Beatrice Webb*, Macmillan.
- Reader, W. J. [1964] *Life in Victorian England*, B. T. Bastford Ltd. (W. J. リーダー著『英国生活物語』小林司・山田博久訳, 晶文社, 1983年)

- Royal Commission on Labour. [1893] Fourth Report, Minutes of Evidence before the Royal Commission sitting as a whole 1893-4, Vol. XXXIX Part I, (Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations 43, Shannon.)
- Ricci, D. M. [1969] 'Fabian Socialism : a theory of Rent as Exploitation,' Journal of British Studies, Vol. 9.
- 栄田卓弘 [1991] 『イギリス自由主義の展開—古い自由主義との連続を中心に—』早稲田大学出版部
- 佐藤博樹 [1980] 「ウェッジ社会理論の再構成—テクノクラート・ウェッジからモラリスト・ウェッジへ」『日本労働協会雑誌』258号
- Savage, Mike. & Miles, Andrew. [1994] The Remaking of the British Working Class : 1840-1940, Routledge.
- 澤田庸三 [1980] 「1834年の救貧法改革と1848年の公衆衛生改革—エドウィン・チャドウィックを通して」関西学院大『法と政治』30号
- Seaman, L. C. B. [1973] Life in Victorian London, B. T. Bastford LTD. (L. C. B. シーマン著『ヴィクトリア時代のロンドン』社本時子・三ツ星堅三訳, 創元社, 1987年)
- Semmel, B. [1960] Imperialism and Social Reform, English Social-Imperialism Thought: 1885-1914, George Allen & Unwin Ltd. (センメル著『社会帝国主義史, イギリスの経験, 1885-1914』野口健彦・野口照子訳, みすず書房, 1982年)
- 関嘉彦 [1969] 『イギリス労働党史』社会思想社
- Shaw, B. [1948] 'Sixty Years of Fabianism,' Introduction to the Fabian Essays, Jubilee Edition, (1st ed. 1948), Rep. 1978, George Allen & Unwin Ltd., Kraus Reprint.
- 椎名重明 [1985] 『コレクティビズム : 団体主義—その組織と原理—』東京大学出版会
- 下田平裕身 [1972] 「イギリスにおける友愛組合運動の発展と帰結—社会保険論序論—」『経済と経済学』28号
- Stigler, G. L. [1965] Essays in the History of Economics, University of Chicago Press.
- 鈴木芳徳 [1983] 『株式会社の経済学説』新評論
- Sweezy, P. M. [1949] 'Fabian Political Economy,' Journal of Political Economy, Vol. LVII.
- 平実 [1957] 『協同思想の形成—イギリス協同組合思想史』ミネルヴァ書房
- 高橋克嘉 [1984] 『イギリス労働組合主義の研究』日本評論社
- 高橋哲男 [1967] 『イギリス鉄鋼独占の研究』ミネルヴァ書房
- 武居良明 [1969] 「イギリス産業革命期における協同組合運動」『土地制度史学』45号
- 武居良明 [1984] 『イギリスの地域と社会』御茶の水書房
- Tawney, R. H. [1952] 'The Webbs and Their Work,' in H. W. Spiegel. (ed.), Development of Economic Thought, John Willy & Sons, Inc. (トーニー「ウェッジ夫妻論」, スピーゲル編『社会主義と歴史学派』越村信三郎・古沢友吉監訳, 昭和29年, 東洋経済新報社)

- Thompson, N. [1988] 'Fabianism and Market' in The Market and its Critics,  
Routledge.
- Thompson, N. [1994] 'Hobson and the Fabians : Two Roads to Socialism in the  
1920s' History of Political Economy, Vol. 26, No. 2.
- 徳永重良 [1966] 『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局
- 富沢賢治 [1980] 『労働と国家—イギリス労働組合会議史—』岩波書店
- 戸塚秀夫 [1966] 『イギリス工場法成立史論』未来社
- 都築忠七 [1992] 「イギリス社会主義思想と協同組合」『ロバート・オーウェン協会年報』  
17
- Turner, H. A. [1962] Trade Union Growth Structure and Policy: A Comparative Study  
of the Cotton Unions, George & Unwin.
- Tyson, W. [1968] The Cotton Industry, in Aldcroft, D. H. (ed.) The Development of  
British Industry and Foreign Competition : 1875-1914, George & Unwin.
- 梅根悟 [1968] 『イギリス教育史 (1)』世界教育史大系 (7), 講談社
- 若林洋夫 [1985] 『イギリス石炭鉱業の史的分析』有斐閣
- 若松繁信 [1991] 『イギリス自由主義史研究—T. H. グリーンと知識人政治の季節—』ミネ  
ルヴァ書房
- Walker, Francis A. [1876] The Wage Question : A Treatise on Wages and the Wages  
Class, Henry Holt and Company, Kelly Reprint 1968.
- Walker, Francis A. [1887] 'The Source of Business Profits,' Quarterly Journal of  
Economics, Vol. I.
- Walker, Francis A. [1888] 'A Reply to Mr. Macvane : On the Source of Business  
Profits,' Quarterly Journal of Economics, Vol. II.
- Webb, Beatrice. [1926] My Apprenticeship, Longmans, Green and Co., Rep. 1977, AMS  
Press Inc.
- Webb, Beatrice. [1948] Our Partnership, edited by Barbara Drake & Margaret I. Cole.,  
Rep. 1975, London School of Economics.
- Webb, Sidney. [1888-a] 'The Rate of Interest and the Laws of Distribution,'  
Quarterly Journal of Economics, Vol. II.
- Webb, Sidney. [1888-b] 'The Rate of Interest,' Quarterly Journal of Economics,  
Vol. II.
- Webb, Sidney. [1889-a] 'On the Relation between Wages and the Remainder of the  
Economic Product,' in R. L. Smyth. (ed.), Essays in the Economics of Socialism  
and Capitalism, Gerald Duckworth & Co., 1964.
- Webb, Sidney. [1889-b] 'Historic' in G. B. Shaw, S. Webb, G. Wallas, The Lord Olivier,  
W. Clarke, A. Besant and H. Bland, Fabian Essays, 6th ed. 1962, (1st ed. 1889), George  
and Unwin Ltd., Kraus Reprint, 1979.
- Webb, Sidney. [1890] Socialism in England, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney. [1891] London Programme, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney. [1893] 'What Mr. Gladston Ought to Do ?' Fortnightly Review, Feb.

- Webb, Sidney. [1895] 'The Work of the London County Council,' Contemporary Review, Vol. 67.
- Webb, Sidney. [1899] 'A Labour Policy for Public Authorities,' Fabian Tract, Revised, (1st ed. 1891), No. 37.
- Webb, Sidney & Beatrice. [1894] The History of Trade Unionism, Longmans & Green.
- Webb, Sidney & Beatrice. [1897] Industrial Democracy, Longmans & Green. (シドニー & ベアトリス・ウェッブ著『産業民主制論』高野岩三郎監訳, 法政大学出版局, 初版1927年, 第三版1990年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1902] Problems of Modern Industry, Revised, (1st ed. 1898), Rep. 1972, Books for Libraries Press.
- Webb, Sidney & Beatrice. [1909] The Minority Report of the Poor Law Commission, Longmans, Green Co.
- Webb, Sidney & Beatrice. [1920-a] The History of Trade Unionism, Revised, (1st ed. 1894), Kelly Reprint 1965. (シドニー・ウェッブ, ビアトリス・ウェッブ『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳, 日本労働研究機構発行, 昭和48年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1920-b] A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, Longmans Green. (S & B・ウェッブ著『大英社会主義社会の構成』岡本秀昭訳, 木鐸社, 1979年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1923] The Decay of Capitalist Civilisation, published by Fabian Society, George Allen and Unwin. (ウェッブ著『資本主義文明の凋落』安部磯雄訳, 明善社, 大正13年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1932] The Methods of Social Study, Longmans Green. (川喜多喬訳, S. ウェッブ, B. ウェッブ『社会調査の方法』東京大学出版会, 1982年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1935] Soviet Communism : A New Civilisation ?, Longmans, Green Co.
- Weiner, M. [1981] English Culture and the Decline of the Industrial Spirit, 1850-1980, Cambridge University Press. (マーティン・J・ウィーナ著『英国産業精神の衰退—文化史的接近—』原剛訳, 勁草書房, 1984年)
- 安川悦子 [1993] 『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房
- 吉村朔夫 [1974] 『イギリス炭坑労働史の研究』ミネルヴァ書房
- Young, K. & Garside, P. L. [1982] Metropolitan London: Politics and Urban Change 1837-1981, Edward Arnold.
- 湯沢威 [1996] 『イギリス経済史—衰退のプロセス—』有斐閣ブックス



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

